

第2次 始良市地域福祉計画

(2019→2023)

中間見直し報告書

みんなで支え合い、尊重し合い、
安心していきいきと暮らせるまちづくり

令和4年2月



はじめに

本市では、平成31年に「第2次始良市地域福祉計画」を策定し、地域における福祉課題に対応するため、様々な施策に取り組んでまいりました。その結果、子育て世代も増加し、県内で唯一人口が増加している市として発展し、今なお成長を続けております。



策定から3年が経ち、この間、核家族化や少子高齢化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化による地域社会人と人のつながりの希薄化などの近年の全国的な課題に加え、生活困窮、ひきこもり、孤独死や虐待といった社会的問題は、ますます複雑・多様化してきています。また、新型コロナウイルス感染症への対応など、計画策定当時には存在しなかった問題も発生してきており、社会を取り巻く環境が大きく変化しているところです。

今回、5か年の計画の折り返しである3年目を迎えるにあたり、これまでの取組の評価を行い、社会環境の変化や新たな課題に対応するため、本計画を見直し、「第2次始良市地域福祉計画中間見直し報告書」を策定しました。

また、計画の中間見直しに合わせ、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」と、「身寄りがない方への支援の在り方に関するガイドライン」を新たに計画書に加えました。

本市のまちづくりの基本理念には「可能性全開！夢と希望をはぐくむまちづくり～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら～」を掲げております。その理念のもと、誰もが役割を持ち、誇りを持って暮らせるまちづくりを更に推し進めていきたいと考えております。

結びに、計画の中間見直しにあたり貴重なご意見やご提言をくださいました始良市地域福祉計画策定委員会委員ならびに関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和4年2月

始良市長 湯元 敏浩

目次

第1章	
序論	P.1～3
第2章	
始良市の地域福祉を取り巻く概況	P.4～10
第3章	
施策・取組のモニタリング	P.11～56
・基本目標1 「“SOS”を見逃さず「安心」を形にする」	P.14～35
・基本目標2 「利用者本位のサービス及びサービス総合化の実現」	P.36～45
・基本目標3 「市民・地域と行政の協働による地域福祉推進」	P.46～56
第4章	
成年後見制度利用促進基本計画	P.57～78
第5章	
身寄りがない方への支援の在り方について	P.79～85
資料編	P.86～88

第1章 序論

1. 始良市地域福祉計画とは

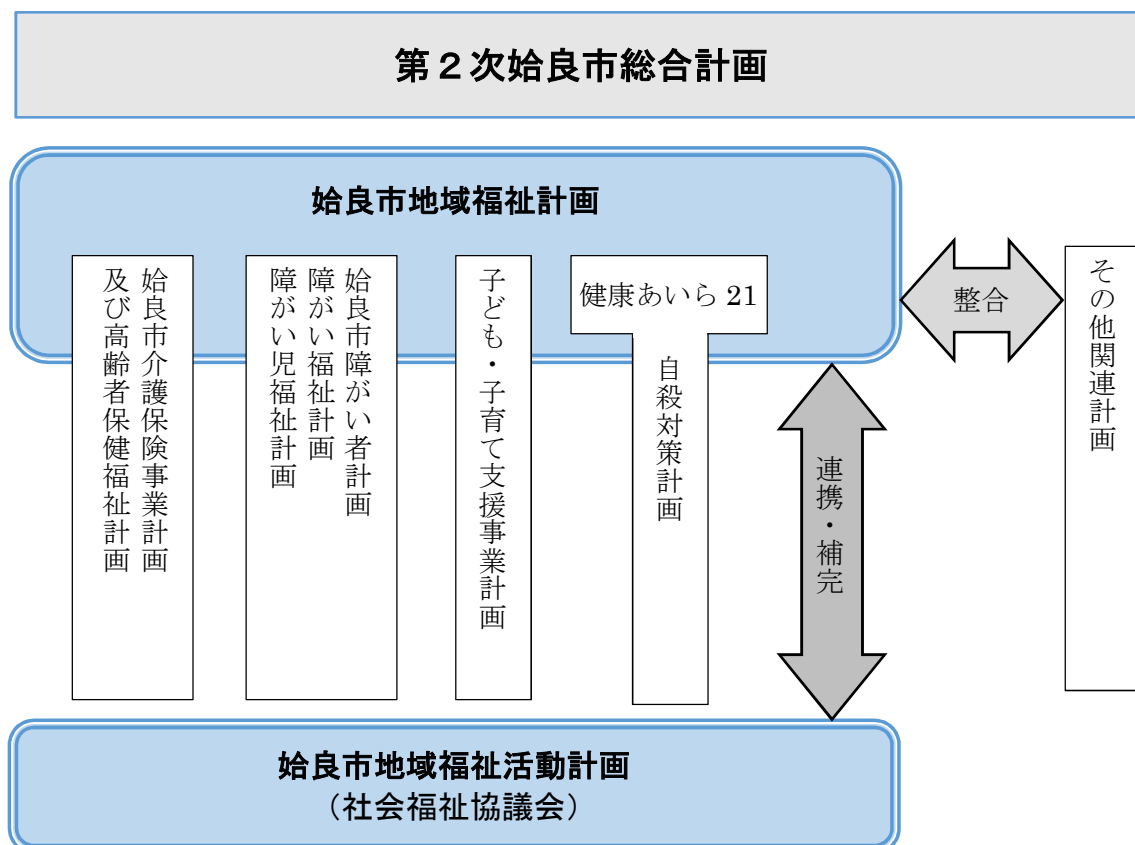
本市では、「みんなで支え合い、尊重し合い、安心していきいきと暮らせるまちづくり」の基本理念のもと、平成 31 年3月に「第2次始良市地域福祉計画」を策定しました。この計画は、市の将来を見据えた地域福祉推進の在り方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるもので、地域での支え合いや助け合いによる福祉の取組や施策の方向性を示すものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、第2次始良市総合計画に掲げる基本理念「可能性全開！夢と希望をはぐくむまちづくり ～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら～」に基づくもので、全ての住民を対象にした保健福祉施策の総合計画として位置付けています。

高齢者、障がい者、子ども等に係る各個別計画との整合性および連携を図り、これらの既存計画を内包する計画として、本市における総合的な福祉計画とします。

また、始良市社会福祉協議会が策定する「始良市地域福祉活動計画」と計画の理念を共有し、地域福祉推進の中核として位置づけられる始良市社会福祉協議会と連携して諸施策を推進します。



3. 中間見直しの趣旨

第2次始良市地域福祉計画は平成 31 年度(2019 年度)から令和5年度(2023 年度)までの5年間を計画期間としており、その中で、法令の改正や市民ニーズの変化など、本市を取り巻く情勢の変化に柔軟に対応できるよう、計画期間の3年目を目途に見直しを行うものとしております。

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
第1次始良市 総合計画																
							第2次始良市 総合計画									
第1次始良市 地域福祉計画																
							第2次始良市 地域福祉計画									
											第3次始良市 地域福祉計画(予定)					
											中間見直し					

4. 中間見直しの方向性

第2次始良市地域福祉計画で定める各種施策の推進については、実効性を高めるため、計画に基づく取組の実施状況を検証し、計画の進捗状況を把握しました。今回の中間見直しは、計画・実行・点検(評価)・見直しのPDCAサイクルの中で、Check(点検・評価)から Action(改善)へ、というところにあたります。



具体的な中間見直しの手法としては、第2次始良市地域福祉計画に基づく取組の進捗状況の把握やモニタリング調査を実施し、地域福祉計画策定委員会の場で評価・検討を行いました。

(1) 始良市地域福祉計画策定委員会の開催

学識経験者や専門家、地域団体の代表者、福祉施設の代表者、公募委員などから構成される「始良市地域福祉計画策定委員会」において、第2次始良市地域福祉計画に基づく取組の進捗状況を点検し、中間見直し報告書案に関する協議を行いました。

回	日にち
第1回	令和3年 6月8日(火)
第2回	令和3年 10月14日(木)
第3回	令和3年 12月23日(木)

(2) モニタリング調査の実施

第2次始良市地域福祉計画に基づく取組・各施策の進捗状況の把握のために、庁内関係部署及び始良市社会福祉協議会にモニタリング調査を行い、その結果に基づいて計画の中間見直しを実施しました。

(3) 追加事項の検討

第2次始良市地域福祉計画に記載している事項のほか、改めて計画に追加すべき事項を検討し、次の2点について、計画に追加することとしました。

・成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度については、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある方を支える重要な手段ではありますが、十分に利用されていない現状があり、こうした制度の普及・利用促進を進めることが高齢社会における喫緊の課題であることから、地域福祉計画の中間見直しに合わせ、成年後見制度利用促進基本計画を地域福祉計画と一体的に策定します。

・身寄りがない方への支援の在り方

始良市は近年人口が増加傾向にあります。その分、高齢者や独居世帯も増加しており、「身寄り」がないことによる生きづらさを抱える人も増えています。そのような「身寄り」がない方も地域でいきいきと人らしく生活できるよう、行政・医療・福祉・地域が連携した地域づくりを進めるための指針を策定します。

第2章 始良市の地域福祉を取り巻く概況

1. 人口と世帯の状況

鹿児島県内においてほとんどの市町村が人口減少に転じているなか、本市は県内で唯一、人口が増加している自治体です。

総人口を見てみると、平成31年から令和3年にかけて、人口・世帯ともに増加しております。

本市の人口を年少人口・生産年齢人口・老年人口の年齢3区分別に見ると、年少人口は48人、老年人口は823人、それぞれ増加していますが、生産年齢人口は437人減少しています。

本市の人口増加と共に老年人口も増加しており、これによって高齢化率は30%を超え、本市は超高齢社会(総人口に占める老年人口の割合が21%以上)にあると言えます。

■総人口■

項目	H30年度	R2年度	増減
人口	77,126人	77,560人	434人 増
世帯	36,546世帯	37,281世帯	735世帯 増

資料:住民基本台帳(※推計値)
(各年度3月31日時点)

■年齢三区分別人口及び高齢化率■

項目	H30年度	R2年度	増減
年少人口 (15歳未満)	11,160人	11,208人	48人 増
生産年齢人口 (15歳～64歳)	42,646人	42,209人	437人 減
老年人口 (65歳以上)	23,320人	24,143人	823人 増
高齢化率	30.23%	31.13%	0.9% 増

資料:住民基本台帳(※推計値)
(各年度3月31日時点)

■単身世帯■

項目	H27年度	R2年度	増減
世帯数	9,314 世帯	10,594 世帯	1,280 世帯 増

資料：国勢調査

■高齢者世帯■

項目	H27年度	R2年度	増減	備考
高齢者 単身世帯	4,530 世帯	4,992 世帯	462 世帯 増	65歳以上の人 1人のみの 一般世帯
高齢者 夫婦世帯	5,021 世帯	5,472 世帯	451 世帯 増	夫：65歳以上 妻：60歳以上 の夫婦一組のみの 一般世帯

資料：国勢調査

2. 各保健福祉分野に関する状況

(1) 要支援・要介護者に関する状況

要支援・要介護認定者数は、平成30年度の3,852人から令和2年度に3,854人と、認定者数はほとんど横ばいの状況です。

■要支援・要介護認定者数■

等級	H30年度	R2年度	増減
要支援1	750人	710人	40人 減
要支援2	396人	406人	10人 増
要介護1	904人	843人	61人 減
要介護2	459人	515人	56人 増
要介護3	426人	424人	2人 減
要介護4	557人	598人	41人 増
要介護5	360人	358人	2人 減
合計	3,852人	3,854人	2人 増

資料：始良市第8期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画

(2) 障がい者に関する状況

障がい者(手帳保持者)については、令和2年度末時点で身体障がい者が3,687人、知的障がい者(療育手帳)が713人、精神障がい者が638人となっています。平成30年度末時点と比較すると、身体障がい者についてはほぼ横ばいの状況ですが、知的障がい者、精神障がい者については全体で増加傾向にあります。

■身体障害者手帳保有者数■

等級	H30年度	R2年度	増減
1級	1,113人	1,126人	13人 増
2級	568人	559人	9人 減
3級	650人	628人	22人 減
4級	901人	927人	26人 増
5級	201人	208人	7人 増
6級	231人	239人	8人 増
合計	3,664人	3,687人	23人 増

資料：長寿・障害福祉課

■療育手帳保有者数■

等級	H30年度	R2年度	増減
A 重度	0人	4人	4人 増
A1 重度	130人	150人	20人 増
A2 重度	132人	131人	1人 減
B 中度	3人	1人	2人 減
B1 中度	168人	192人	24人 増
B2 軽度	183人	235人	52人 増
合計	616人	713人	97人 増

資料：長寿・障害福祉課

■精神障害者保健福祉手帳所有者数■

等級	H30年度	R2年度	増減
1級	17人	14人	3人 減
2級	425人	471人	46人 増
3級	122人	153人	31人 増
合計	564人	638人	74人 増

資料：長寿・障害福祉課

■重度心身障害者医療費助成対象者数■

項目	H30 年度	R2年度	増減
対象者数	2,161 人	1,929 人	232 人 減

資料：長寿・障害福祉課

■自立支援医療(精神通院)対象者数■

項目	H30 年度	R2年度	増減
対象者数	1,095 人	1,319 人	224 人 増

資料：長寿・障害福祉課

(3) 生活保護世帯に関する状況

生活保護については、相談件数・受給世帯ともに微増となっておりますが、今後は、新型コロナウイルス感染症の影響により相談件数・受給世帯数ともに増加する可能性があります。

■生活保護■

項目	H30 年度	R2年度	増減
相談件数	188 件	198 件	10 件 増
受給世帯数	701 世帯	719 世帯	18 世帯 増

資料：社会福祉課

(4) 生活困窮者自立支援制度に関する状況

生活困窮者自立支援制度における「自立相談支援機関」に寄せられた相談件数は、平成 30 年度比で 2.5 倍以上に増加しています。これは新型コロナウイルス感染症の影響により、コロナ特例貸付(緊急小口資金、総合支援資金など)の利用相談が増加したことによるもので、相談件数は増加した一方で、その後継続的な支援を続けていく「支援プラン決定」に至った件数は、平成 30 年度よりも減少しています。

■生活困窮者自立支援制度■

項目	H30 年度	R2年度	増減
自立相談支援 機関相談件数	283 件	726 件	443 件 増
(上記のうち) 支援プラン決定 件数	155 件	101 件	54 件 減

資料：始良市社会福祉協議会

(5) 貸付制度利用に関する状況

貸付制度(緊急小口資金、総合支援資金)について、令和2年度から一時的に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方も利用可能(コロナ特例貸付)となりました。

コロナ特例貸付が実施されていない平成30年度時点においては、緊急小口資金・総合支援資金ともにほとんど利用が見られませんが、コロナ特例貸付が実施された令和2年度においては利用者数が急増しており、今後、生活困窮世帯や生活保護受給世帯が増加することも予想されます。

■緊急小口資金貸付制度■

項目	H30年度	R2年度	増減
利用者数	14人	396人	382人増
(上記のうち) コロナ特例貸付 利用者数	—	385人	※コロナ特例は R2年度から

資料: 始良市社会福祉協議会

■総合支援資金貸付制度■

項目	H30年度	R2年度	増減
利用者数	0人	202人	202人増
(上記のうち) コロナ特例貸付 利用者数	—	202人	※コロナ特例は R2年度から

資料: 始良市社会福祉協議会

(6) 虐待等に関する状況

虐待等については、児童・障がい・高齢者の3分野において、平成30年度から増加傾向にあります。

相談件数、認定件数ともに増加していますが、鹿児島県内外における事件や報道等による意識の高まりによって相談・通報件数が増加したことが一因と考えられます。

虐待に関する対応にあたっては、被害者のみならず加害者への支援も一体的に行うことが重要です。

■児童虐待等■

項目	H30年度	R2年度	増減
児童虐待等 相談件数(実人数)	308人	436人	128人 増
児童虐待 認定件数	16件	66件	50件 増

資料:子どもみらい課

■高齢者虐待■

項目	H30年度	R2年度	増減
通報件数(実人数)	11人	29人	18人 増
虐待認定件数	7件	15件	8件 増

資料:長寿・障害福祉課

■障がい児・者虐待■

項目	H30年度	R2年度	増減
通報件数(実人数)	5人	16人	9人 増
虐待認定件数	2件	4件	2件 増

資料:長寿・障害福祉課

(7) その他支援を必要とする人の状況

■市県民税非課税世帯数■

項目	H31 年度	R3年度	増減
世帯数	10,940 世帯	10,720 世帯	220 世帯 減

資料: 税務課

■消費生活・多重債務等相談者数■

項目	H30 年度	R2年度	増減
相談者数	456 人	421 人	220 世帯 減

資料: 男女共同参画課

■児童扶養手当受給者数■

項目	H30 年度	R2年度	増減
受給者数	928 人	806 人	122 人 減

資料: 子どもみらい課

■就学援助費受給者数■

項目	H30 年度	R2年度	増減
要保護児童数	91 人	71 人	20 人 減
準要保護児童数	1,095 人	1,253 人	158 人 増

資料: 学校教育課

■小中学校不登校児童率■

項目	H30 年度	R2年度	増減
総児童数	6,586 人	6,933 人	347 人 増
不登校児童数	186 人	181 人	5人 減
不登校児童率	2.71%	2.61%	0.1% 減

資料: 学校教育課

■自殺者数■

項目	H30 年	R2年	増減
人数	12 人	12 人	—

資料: 健康増進課(※ 各年1月～12月分)

第3章 施策・取組のモニタリング

1. モニタリングについて

第2次始良市地域福祉計画の中間見直しを行うにあたり、本市で進めている各施策・取組の進捗状況などを把握するために、モニタリング調査を実施しました。現状の進捗状況から、現下の状況を踏まえて今後の各施策・取組の方向性を定めていくこととなります。

2. モニタリング調査による評価の方法について

モニタリング調査による各施策・取組の具体的な評価方法については、「取組状況」「取組の方向性」の2点の評価基準からそれぞれの取組状況を点数化し、項目ごとの平均点に応じてABC評価等を行いました。評価基準については下表のとおりです。

(1) 取組状況

取組状況は、計画に基づく各施策・取組について、平成31年から現在まで、どのように取り組んできたかを評価する指標です。

計画で定めた3つの基本目標に対応する各施策・取組がどのように実施されてきたかを評価・点検し、点数化することによって評価を実施しました。

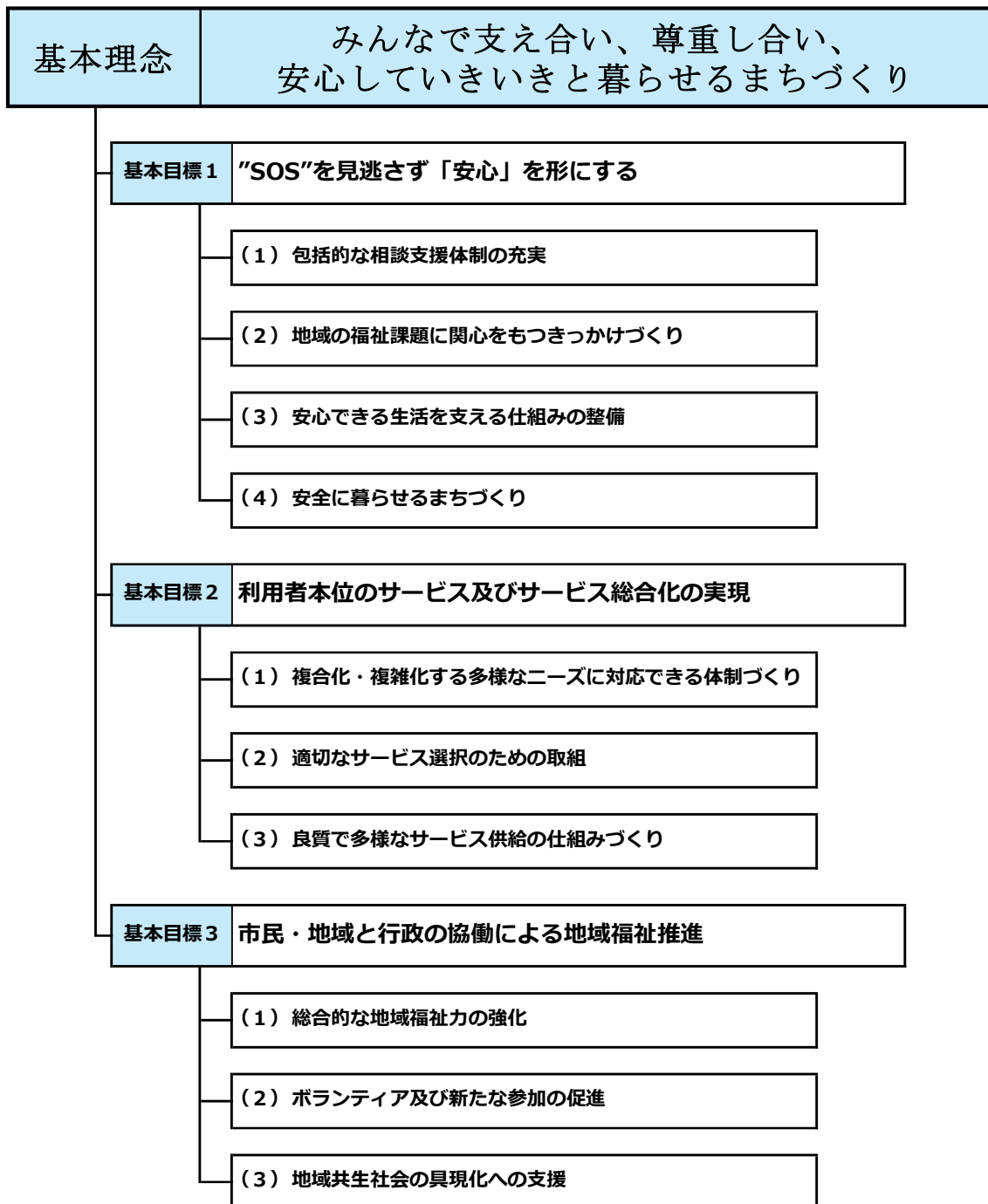
点数		評価	
項目	点数	平均点	評価
取組を実施しなかった	0	0	D
達成できなかった	1	1	C
どちらかという 達成できなかった	2	2	B
どちらかという 達成できた	3	3	A
達成できた	4	4	AA

(2) 取組の方向性

取組の方向性は、「取組状況」で確認したこれまでの各施策・取組の実施状況を踏まえ、今後どのように展開していくかを検討・評価する指標です。法改正やニーズの変化、社会情勢の変化等によって施策・取組を取りやめる場合には「廃止」、事業の規模を変えながら継続していく場合には「縮小」または「拡充」、他の事業との統合や実施方法の変更などの場合には「転換」「その他」とし、これまで同様に続けていく場合には「継続」としてそれぞれ点数化し、検討・評価を行いました。

点数		評価	
項目	点数	平均点	評価
廃止	0	0	廃止
縮小	1	1	縮小
転換	2	2	見直しB
その他	3	3	見直しA
継続	4	4	継続
拡充	5	5	拡充

○ 施策体系図



基本目標1 「“SOS”を見逃さず「安心」を形にする」

【施策】(1) 包括的な相談支援体制の充実

① 住民の相談を包括的に受け止める場の整備・周知(計画本編:P72)

■取組の概要■

本市の様々な相談窓口が中心となり、庁舎内各課及び関連施設等と連携し、市民の方からの相談を包括的に受け止める体制を整備します。相談体制の整備にあたっては、新庁舎建設や組織再編等の流れの中で、分かりやすく、相談しやすい窓口づくりを目指します。また、“SOS”の早期発見、早期相談のために、相談窓口について、どこにあり、果たす役割が何かを明確に広く周知し、必要な支援につながる体制づくりを推進し、相談を“受身”の姿勢で待つのではなく、アウトリーチ型の相談支援体制を検討し、積極的に“SOS”を発見しに行く取組を推進します。

■主な取組■

・各種相談窓口の体制整備

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・生活保護 ・生活困窮者自立支援事業	4	継続	社会福祉課
・障害者基幹相談支援センター (あいか)	4	継続	長寿・障害福祉課
・地域包括支援センター ・総合相談事業	4	継続	
・子ども相談支援センター (あいぴあ)	4	継続	子どもみらい課 健康増進課
・市民相談 ・消費生活相談 ・女性相談	4	継続	男女共同参画課

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
4.00	AA	4.00	継続

② 協働による包括的な相談支援体制の構築(計画本編:P72)

■取組の概要■

身近な場所で、地域住民の相談を包括的に受け止める場として、安心して相談できるよう、バックアップ体制を整備します。また、相談内容が多分野に及ぶことを想定して、関係団体、支援機関でソーシャルワークの機能を発揮できる体制づくりに取り組みます。そのためには ・誰もが気軽に相談に来られるような場所づくり・連携、協働していく姿勢をもつ・個人情報の取扱いの堅持・身近ゆえに相談できない人や排除されている人がいることへの配慮などを怠る事のないように努めます。

■主な取組■

- ・誰もが相談しやすい相談窓口づくり
- ・相談窓口、関係機関の連携・協働によるネットワークづくり

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・生活保護 ・生活困窮者自立支援事業	4	継続	社会福祉課
・障がい者等の相談体制整備	4	継続	長寿・障害福祉課
・高齢者・家族介護者の相談体制、ネットワーク構築	4	継続	
・児童及び妊産婦の支援 ・子ども相談支援センター(あいぴあ)	4	継続	子どもみらい課 健康増進課
・相談体制の整備 ・市民相談 ・消費生活相談 ・女性相談	4	継続	男女共同参画課

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
4.00	AA	4.00	継続

③ 制度の狭間や潜在的な課題への対応(計画本編:P73)

■取組の概要■

支援につながりにくい生活課題のある人やその家族など、どこに相談・支援を求めたらよいかわからず社会的孤立に陥るおそれがある人に対する相談支援体制を整備します。特に「生活困窮者自立相談支援制度」は、現に生活に困窮している方のみならず、今後困窮するおそれのある方を対象に個別・包括的な支援を早期に行うことを意図した制度です。社会福祉協議会と市が協働し、生活困窮者の自立に向けた支援の拡充に努めます。

■主な取組■

- ・「制度の狭間」対応
- ・生活困窮者に対する早期対応

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・生活困窮者自立支援事業 (制度の狭間対応)	4	継続	社会福祉課
・生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業) (就労準備支援事業) (家計改善支援事業)	4	継続	社会福祉協議会

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
4.00	AA	4.00	継続

④ 生活困窮者自立支援法に基づく各事業の推進(計画本編:P73)

■取組の概要■

生活困窮者自立支援制度の基本理念として、①生活困窮者の尊厳の保持、②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった個々人の状況に応じた包括的・早期的な支援、③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備、などが挙げられます。こうした理念を踏まえ、生活困窮者自立支援事業を社会福祉協議会と協働して実施し、関係各課や民生委員・児童委員、ハローワーク等と支援に係る情報を共有し、相談内容や支援状況等を「支援調整会議(本人同意が必要)」で検討、必要な支援に繋げています。今後は関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源の在り方等の検討を行う「支援会議(本人同意は不必要)」を設置します。また、生活保護世帯に対しても積極的な就労支援を図り、貧困の連鎖からの脱却に向けた取組を強化します。さらに、支援を行う中で、社会資源の活用、就労先の開拓を積極的に行い、必要な地域支援ネットワークの構築等、地域の実情に応じた新たな地域づくりを推進します。

■主な取組■

・「生活困窮者自立支援制度」の取組

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・生活困窮者自立支援事業 (各種事業)	4	継続	社会福祉課
・生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援機関)	4	拡充	社会福祉協議会

(特記事項)

・生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援機関)	就労(体験)先の開拓を積極的に行い、出口支援を強化することで、生活困窮者への支援を通じた様々な分野の社会資源の連携を促進する。また、地域の中で、自分の居場所や役割を発見し、つながりを形成するため、個々人へのアプローチのみならず、早期発見や見守りなどの地域に向けた取組を行う。
----------------------------	---

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
4.00	AA	4.50	継続

⑤ 住宅確保要配慮者への支援(計画本編:P73)

■取組の概要■

低所得者や高齢者、障がい者、子育て世帯、被災者などの住宅確保要配慮者向けに民間賃貸住宅や空き家を活用した円滑な住宅確保ができる体制の構築に向けた調査・研究を行っていきます。

■主な取組■

・住宅確保に関する各種施策

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・生活困窮者自立支援事業 ・住居確保給付金事業	2	拡充	社会福祉課
・被災者住宅 ・市営住宅の活用	3	継続	建築住宅課
・空家バンク	3	継続	地域政策課
・生活困窮者自立支援事業 ・自立相談支援機関	3	拡充	社会福祉協議会

(特記事項)

・生活困窮者自立支援事業 ・住居確保給付金事業	重層的相談支援体制整備事業の実施検討にあたり、今後は居住支援事業に関する調査・研究を行う。
・生活困窮者自立支援事業 ・自立相談支援機関	セーフティネット住宅については、全国的にも登録数が少なく、始良市の登録数は5軒ほどで家賃相場も高い。高齢者や障がい者のみならず、外国人やDV被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者といった住居確保用配慮者、LGBTなど生きづらさを抱えた方などへのシェルター機能も備えた居住支援は喫緊の課題であり、また、住宅確保後の支援も継続してかわっていく必要がある。

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
2.75	B	4.50	継続

⑥ 情報提供の整備・充実(計画本編:P74)

■取組の概要■

広報紙やホームページ、SNS等の媒体を通して広報活動に取り組み、情報提供体制構築に一層努めます。特に聴覚・視覚障がい者への広報の取組を強化するとともに、高齢者等への社会資源を活用したわかりやすい伝達の在り方を検討し迅速な提供を行います。

■主な取組■

・広報活動、情報提供体制の強化

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・生活困窮に係る相談窓口や情報等の広報	3	継続	社会福祉課
・相談窓口体制の普及啓発	4	継続	長寿・障害福祉課 長寿・障害福祉課 健康増進課
・地域ケア会議 ・地域包括ケアシステムの普及啓発	4	拡充	
・介護予防			
・各種児童福祉サービスの周知 ・利用者支援事業	4	継続	子どもみらい課
・消費生活相談・市民相談 ・男女共同参画・人権に関する広報	4	継続	男女共同参画課

(特記事項)

・介護予防、地域ケア会議 ・地域包括ケアシステムの普及啓発	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、顔の見える関係の中での普及の手段をより多く増やすことが必要。
・消費生活相談・市民相談 ・男女共同参画・人権に関する広報	ホームページを見れない方への広報手段や、聴覚・視覚障がい者、高齢者等への社会資源を活用したわかりやすい伝達の在り方を検討する。

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
3.80	A	4.20	継続

【施策】(2) 地域の福祉課題に関心をもつきっかけづくり

① 地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点づくり(計画本編:P74)

■取組の概要■

地域の福祉課題に関心を持ち、住民が協働して課題解決に取り組むためには住民同士の交流が必要不可欠です。課題を抱えた方やその周囲の方々だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や新たな活動が生まれる地域の拠点の整備のために、認知症カフェの普及やオレンジテラスの活動支援、子育てサークルの活動支援など、地域の拠点づくりを推進します。

■主な取組■

・「支援者」や「要支援者」の交流の場づくりや地域の拠点づくり

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・障がいの特性に応じた家族等の悩み等を話し合える場所づくりの支援	4	継続	長寿・障害福祉課
・認知症の人やその家族が気軽に立ち寄れる場づくりの支援	4	拡充	
・あいあい、かじきつず ・子育てサークルの活動支援 ・子育て支援センター	4	継続	子どもみらい課
・生活支援体制整備事業	3	拡充	社会福祉協議会

(特記事項)

・認知症の人やその家族が気軽に立ち寄れる場づくりの支援	コロナ禍で認知症カフェやサポーター養成講座の休止があり、新たな発信の方法、交流の場、ネットワークづくりなど実施している。
・生活支援体制整備事業	現状、支え合いマップづくりの普及ができていない。今後、新たな地域での支え合いマップづくりの実施やマップづくりの手法や地域づくりに向けた養成講座を開催していく。また、支え合いマップづくりをした地域へその後の地域活動の取り組みを確認し、見直しを行う。

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
3.75	A	4.50	継続

② 地域における人権・福祉学習の推進(計画本編:P74)

■取組の概要■

同和問題や障がい者差別、性的少数者(LGBT など)への偏見や差別、外国人であることへの偏見や差別、ヘイトスピーチ、インターネットを悪用した人権侵害など、人権・福祉に関する社会問題は数多くあります。こうした問題を正しく理解し、ともに解決に取り組むために、関係機関や各種団体と連携し、福祉・人権に関する学習の機会を提供し、啓発活動を行います。本市では、現在、公民館講座や出前講座、認知症サポーター養成講座、北朝鮮拉致問題に関する展示、戦没者追悼式など、様々な講座や行事を行っています。また、市内各小中学校では人権・福祉に関する教育も行っています。こうした取組を更に強化し、福祉課題、人権問題に関する住民の問題意識向上を図ります。

■主な取組■

- ・福祉・人権に関する学習の機会の確保
- ・各種講座、行事の実施による福祉・人権に関する啓発活動

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・戦没者追悼式	4	継続	社会福祉課
・障がい者差別解消の普及啓発	4	継続	長寿・障害福祉課
・認知症サポーター養成講座	4	継続	
・人権の花運動、人権相談 ・北朝鮮拉致問題に関する展示 ・消費生活相談・市民相談・出前講座	4	継続	男女共同参画課
・生涯学習講座	—	継続	社会教育課
・各学校における校内研修 ・子どもたちの人権教育 ・教員の校外研修の推進	4	継続	学校教育課

(特記事項)

<ul style="list-style-type: none"> ・人権の花運動、人権相談 ・北朝鮮拉致問題に関する展示 ・消費生活相談・市民相談・出前講座 	<p>R3年度からは若年層に向けた消費生活の出前講座を行う</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習講座については、現在人権・福祉に関する講座は該当なし。 ・H30年度から生涯学習講座に名称を変更

<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習講座以外の家庭教育学級、あやめ、ゆずり葉学級において、人権学習を31回実施。
<ul style="list-style-type: none"> ・各学校における校内研修 ・子どもたちの人権教育 ・教員の校外研修の推進 	<p>山田中ブロックにおいて、本年度から3年間、人権教育総合推進地域事業を県から委託を受け研究を進めている。山田中ブロックの研修会に山田中の保護者、地域住民に案内し人権教育を実践している。また、一部研修会においては、山田中ブロック以外の保護者にも案内し、人権教育に係る研修を推進している。</p>

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
3.33	A	4.00	継続

③ インクルーシブ教育の推進(計画本編:P74)

■取組の概要■

障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが可能な限り共に教育を受けられるよう、通常学級や通級指導、特別支援学級といった多様な学びの場の整備や特別支援学校との連携を推進し、インクルーシブ教育システムの構築に取り組めます。

■主な取組■

・インクルーシブ教育※

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・同じ場で学ぶことを追求するとともに、未就学児期など早期からの教育相談・支援、就学相談等の充実を図る	4	継続	長寿・障害福祉課
・就学相談会の実施 ・保護者向けガイドブック作成 ・教育支援員会・特別支援連携協議会の実施 ・特別支援学級担任向けハンドブックの作成	4	継続	学校教育課

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
4.00	AA	4.00	継続

※インクルーシブ教育

すべての児童が障がいの有無に関わらず、共に通常学級でそれぞれの教育的ニーズに合った教育を受けることができる教育体制のこと。

④ 生涯学習の推進(計画本編:P75)

■取組の概要■

本市では、生涯学習に関して、高齢者や女性、子育て世帯など、様々な主体の交流や仲間づくり、生きがいつくり、社会参画の促進などを目的として様々な取組を実践しています。今後も引き続きこの取組を強化し、生涯学習の機会確保に努めます。

■主な取組■

・生涯学習の推進(地域交流、仲間づくり、生きがいつくり、社会参画の促進)

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習講座 ・ゆずり葉・あやめ学級 ・家庭教育学級 	4	拡充	社会教育課

(特記事項)

<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習講座 ・ゆずり葉・あやめ学級 ・家庭教育学級 	令和2年度に「生涯学習推進計画」を策定し、社会教育課だけでなく全庁体制での生涯学習の推進を進めている。(事業対象課 19 課 93 事業)
---	---

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
4.00	AA	5.00	拡充

【施策】(3) 安心できる生活を支える仕組みの整備

① 権利擁護体制の充実(計画本編:P75)

■取組の概要■

判断能力が不十分な人が成年後見制度を円滑に利用できるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」を早期に策定し、地域連携ネットワーク体制の構築や、権利擁護支援の担い手としての成年後見人等の育成、親族後見人も含めた活動支援に努め、利用支援及び制度周知を行います。また、日常生活自立支援事業の対象とならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な人や、身元保証人が存在しないために生活に困難を抱えている人など、「制度の狭間」にある人の支援体制を構築します。

■主な取組■

・成年後見制度の利用促進

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・生活困窮者自立支援事業 ・成年後見制度利用促進基本計画	4	拡充	社会福祉課
・成年後見制度利用支援事業	4	継続	長寿・障害福祉課
・成年後見制度市長申立て ・相談活動・広報	4	継続	

(特記事項)

・成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度に関する中核機関については、「広報機能」「相談機能」「制度利用促進機能」「後見人支援機能」を段階的に整備していく予定。
-----------------	---

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
4.00	AA	4.33	継続

② 虐待防止体制の充実(計画本編:P76)

■取組の概要■

虐待の問題については、被害者、加害者と分けて支援に取り組むのではなく、当事者は親子関係や扶養義務関係等にあることに着目した支援が必要です。

本市では、高齢者虐待・児童虐待・障がい児・者虐待のいずれも相談件数が増加しています(P9参照)。一因として広報活動や関係機関との連携強化、アウトリーチ型の支援の推進等があげられます。

児童や高齢者、障がいのある方をはじめ、複雑かつ困難な生活状況におかれている方の権利擁護により一層努め、各種福祉施設や学校、民生委員・児童委員、ソーシャルワーカー等と連携し、迅速かつ丁寧に対応します。また、各虐待関係相談窓口の専門職員の資質向上に努め、虐待防止ネットワークを確立し相談体制の充実に努めます。

■主な取組■

- ・虐待相談窓口の強化
- ・虐待防止ネットワークの確立

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・障害者の自立支援のための総合的・専門的な相談窓口の開設	4	継続	長寿・障害福祉課
・高齢者虐待対応	4	継続	
・子ども相談支援センター「あいびあ」における個別対応	4	継続	子どもみらい課
・配偶者暴力相談支援センター	4	継続	男女共同参画課

(特記事項)

・配偶者暴力相談支援センター	新庁舎建設時に相談支援窓口の場所が集約されることに併せて、現行の体制を見直す必要がある。
----------------	--

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
4.00	AA	4.00	継続

③ 支援を必要とする犯罪をした人の社会復帰支援(計画本編:P76)

■取組の概要■

法務省の犯罪白書によると、高齢者や障がい者の再犯の背景には、社会的孤立が大きく関わっています。罪を犯した人が再び地域に戻り、地域で役割をもち、社会に戻ることは、再犯を防ぎ、地域住民の安全・安心な生活にも寄与することです。

高齢者又は障がい者等をはじめ、保健医療や福祉の支援を必要とする犯罪をした人に対し、社会的孤立を防ぐ支援を行います。保護司会[※]や更生保護女性会[※]、鹿児島県地域生活定着支援センターなどと連携し、必要な支援につなげ、また、地域への復帰を支援していきます。

※保護司会

「保護司」とは、犯罪をしてしまった人や非行少年の更生や社会復帰をサポートする資格を持った人のことを言います。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けて活動しています。

※更生保護女性会

「更生保護女性会」とは、更生保護(非行や犯罪に陥った人たちが、再び社会の一員として、立ち直るのを助けようという制度)に協力するボランティア団体です。特別な資格は必要ではなく、会の趣旨に賛同し、綱領に基づいて活動できる女性であればだれでも参加できますが、ボランティアとしての自主性や創造性、無償性などが求められます。

■主な取組■

- ・犯罪をした人の社会復帰支援
- ・「保護司会」「更生保護女性会」などの再犯防止に関する社会資源の活動支援

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・保護司会・更生保護女性会の活動支援	4	継続	社会福祉課

(特記事項)

保護司会・更生保護女性会の活動支援	サポートセンター設置の検討
-------------------	---------------

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
4.00	AA	4.00	継続

④ 自殺対策への取組(計画本編:P77)

■取組の概要■

平成26年度以降、本市における自殺死亡率及び自殺者数は減少傾向にあります
が、依然として自殺者は絶えません。

このような状況に対し、高齢、障がい、生活困窮、人間関係など、様々な生活課題
に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰も
が立ち寄れる居場所づくりなど、社会的孤立を防ぎ、自殺対策と一体的な取組を
実施します。また、本市では自殺対策計画を策定し、自殺対策に関する取組を
具体化、情報共有を行い、全庁的に取り組めます。

■主な取組■

・自殺対策に関する各施策の推進

■事業別評価■

事業	取組 状況	取組の 方向性	担当課
・自殺対策計画 ・ゲートキーパー※養成講座	3	継続	健康増進課

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
3.00	A	4.00	継続

※ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことです。特別な資格が必要ではなく、1人ひとりが身近な人のゲートキーパーです。

⑤ 健康づくりへの取組(計画本編:P77)

■取組の概要■

近年、健常な状態から要介護状態になるまでに、フレイル[※]という中間的な段階の存在が提唱されています。このフレイルの段階のうち、身体的要素に着目したもので、ロコモティブシンドローム[※]やサルコペニア[※]が挙げられます。これらは骨や筋肉などの質的・量的減少に伴う運動機能の低下による身体機能の低下がもたらす衰えなどのことを指し、健常な段階から予防することが介護予防へと繋がります。

こうしたフレイル状態の予防啓発のために、運動習慣の重要性やバランスのとれた食生活に関する情報提供に取り組み、健康づくりの推進に努め、介護予防の取組を推進します。

※フレイル、ロコモティブシンドローム、サルコペニア

「フレイル」とは、高齢者が筋力や活動が低下している状態のことをいいます。フレイルには、ロコモティブシンドローム(運動器の障がいによる移動能力の低下)やサルコペニア(加齢による骨格筋量と骨格筋力の低下)といった身体的要素に着目したもののほか、精神心理的な軽度認知症、社会的問題である孤立など、散在する高齢者の問題に関する様々な概念が含まれます。

■主な取組■

・健康づくりによる介護予防の取組

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・介護予防 ・自立支援促進のための健康教育 ・介護予防手帳の活用	4	拡充	長寿・障害福祉課
			健康増進課
・フレイル予防の健康教育	3	継続	長寿・障害福祉課
			健康増進課

(特記事項)

・介護予防 ・自立支援促進のための健康教育 ・介護予防手帳の活用	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、地域に出向く等の、対面中心の普及啓発から、紙面やHPだけでなく他の手段の検討を必要とするため、拡充とした。
--	---

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
3.50	A	4.50	継続

【施策】(4) 安全に暮らせるまちづくり

① 災害時における要配慮者への支援対策の促進(計画本編:P78)

■取組の概要■

災害時に必要な支援が行えるよう、「始良市地域防災計画」に基づき、地域住民や自治会、民生委員・児童委員、消防団、関係機関等と協力し、災害時の情報提供体制や要配慮者の避難支援体制の構築、自主防災組織の活動支援に取り組み、平常時から地域ぐるみでの連携の強化を推進します。

また、避難所運営においては、障がい等により情報の伝達に配慮が必要な方がいる避難所には専門的支援員を配置し、すべての人に適切で迅速な情報提供ができる体制づくりをこころがけます。

■主な取組■

・災害時の避難支援体制の構築

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・民生委員・児童委員活動事業	3	継続	社会福祉課
・障害者施設・相談支援事業所との連携	3	継続	長寿・障害福祉課
・要介護状態の高齢者の避難	4	継続	
・地域組織・民生委員との情報共有 ・避難体制の構築	3	拡充	危機管理課
・消防団活動事業	4	継続	警防課

(特記事項)

<p>・地域組織・民生委員との情報共有 ・避難体制の構築</p>	<p>災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務となり、さらに、要配慮者だけが利用できる指定福祉避難所の指定が盛り込まれ、直接指定福祉避難所へ避難できるための体制の構築を図らなければならなくなった。 なお、指定福祉避難所には、福祉専門職の相談員を配置し、要配慮者への避難生活の支援を行うことも必要となった。</p>
--------------------------------------	---

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
3.40	A	4.20	継続

② 避難行動要支援者の把握(計画本編:P78)

■取組の概要■

避難行動要支援者※名簿を整備・活用し、災害時の避難行動に配慮又は支援が必要な方の把握に努めます。また、情報を関係各課で共有し、災害時に備え、地域と情報を共有し避難行動に迅速に対応できる体制を構築します。

※避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図る為特に支援を要する方を「避難行動要支援者」といいます。

■主な取組■

- ・避難行動要支援者名簿の整備・活用
- ・避難行動要支援者への対応

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・避難行動要支援者名簿に係る個別避難計画	2	継続	社会福祉課
・避難行動に対応できる体制づくりへの支援	4	継続	長寿・障害福祉課
・避難行動要支援者名簿 ・支援機関・自主防災組織との連携	4	継続	危機管理課

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
3.33	A	4.00	継続

③ 地域の避難場所の確保(計画本編:P79)

■取組の概要■

本市では 63 か所の指定避難所(始良市地域防災計画より)があり、その多くが学校や公民館等の公共施設です。高齢者や障がいのある方が避難所生活を送る際に、その身体的負担が少しでも軽減されるよう、バリアフリーの再検証を行い、避難所となる公共施設の機能充実を図ります。

現在、始良市民間社会福祉事業所連絡会と『災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書』を締結しています。現在の対象者は、「身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者」と定義しています。今後早急に対象者の見直しを行うと共に、受け入れ事業所のロケーションの実態把握に努め、実効性を重視した協定書を再構築します。また将来的には長期間の避難を余儀なくされることも想定し、安心して利用できるような福祉避難所の実現化を図ります。

加えて、各福祉施設においては定期的な避難行動訓練も行われていますが、行政等を含めた関係機関との間において、いざという時に実行可能で速やかな避難誘導の連携強化に努めます。

■主な取組■

- ・誰もが使いやすい避難所の整備・運営
- ・福祉避難所[※]に関する取組

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・福祉避難所 ・福祉避難所の設置運営に関する協定	2	継続	社会福祉課
・指定避難所 ・福祉避難所	3	継続	危機管理課

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
2.50	B	4.00	継続

※福祉避難所

内閣府令で定める基準に適合するもので、主に高齢者、障がい者、乳幼児などの特に配慮を必要とする方の滞在が想定された、一定の福祉的機能をもつ避難所のことをいいます。

④ 防犯・安全対策の推進(計画本編:P79)

■取組の概要■

警察や関係機関と連携した防犯知識、交通マナーの啓発・普及活動や防犯カメラ・防犯灯の整備に取り組みます。また、自治会や校区コミュニティ協議会による地域見守り活動や自主パトロール等の活動や民生委員・児童委員による地域見守り活動、防犯暴力追放協議会による青パト見回り隊など、地域団体の防犯・安全対策活動を引き続き支援します。

■主な取組■

・民生委員・児童委員や自治会、校区コミュニティ協議会、防犯暴力追放協議会など、地域見守りに資する社会的資源の活動支援
 ・防犯カメラ・防犯灯の整備

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・民生委員・児童委員活動事業	3	継続	社会福祉課
・防犯意識・交通マナーの普及啓発 ・防犯カメラ・防犯灯の整備 ・地域見守り活動・自主パトロール ・防犯暴力追放協議会 青パト隊	4	継続	男女共同参画課

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
3.50	A	4.00	継続

⑤ 人にやさしいまちづくりの推進(計画本編:P79)

■取組の概要■

生活や住宅に配慮を要する方の住まいの確保に関することや生活の安定、自立の支援などの取組の在り方を分野横断的に協議検討するほか、公共施設や道路、公園等の整備等の生活環境の整備に際しては、始良市都市計画マスタープランに基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザイン等を考慮し、災害に強く、誰もが安全に快適に暮らせるまちづくりを推進します。

■主な取組■

- ・バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- ・公共施設、道路、公園等、生活環境の整備

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・生活困窮者自立支援事業 ・住居確保給付金事業	3	継続	社会福祉課
・市内保健センターの維持管理	3	継続	健康増進課
・都市計画マスタープラン ・立地適正化計画 ・都市計画街路 ・都市公園 ・都市排水	3	継続	都市計画課
・始良市公営住宅等長寿命化計画 ・市営住宅等の改善	2	継続	建築住宅課
・市道の維持・改良	3	継続	土木課
・既存公共施設のバリアフリー化	0	継続	財政課
・市役所3庁舎建設	4	拡充	庁舎建設課

(特記事項)

・市役所3庁舎建設	段差のフラット化、部署配置の合理化、トイレの多様化、庁内表記の明確化など、既存庁舎の改善。
-----------	---

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
2.57	B	4.14	継続

⑥ 地域公共交通網の整備(計画本編:P79)

■取組の概要■

始良市地域公共交通会議が中心となり循環バス等の整備や福祉有償運送等、公共交通網の整備に努め、交通弱者に配慮して誰もが気軽に、安全・安心に公共交通網を利用できるよう整備します。

■主な取組■

- ・交通弱者への配慮
- ・公共交通網の整備

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・福祉有償運送	3	継続	社会福祉課
・健康チケットあいあい	3	継続	長寿・障害福祉課
・始良市地域公共交通網形成計画 ・始良市地域公共交通会議	3	継続	地域政策課

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
3.00	A	4.00	継続

基本目標2 「利用者本位のサービス及びサービス総合化の実現」

【施策】(1) 複合化・複雑化する多様なニーズに対応できる体制づくり

① 市民の福祉ニーズを把握する仕組みづくり(計画本編:P80)

■取組の概要■

関係機関の協議の場や地域の会合等への参加、福祉に関するニーズ調査やアンケートなどを用いて、地域が抱える福祉課題の掘り起こしを強化します。また、地域包括ケアシステムに基づき、共生型サービスの整備をはじめ、支援を必要とする人の個別の課題や地域の福祉課題を把握し、福祉課題の解決につなげられるよう支援します。

■主な取組■

- ・地域の福祉課題・福祉ニーズ等の掘り起こし
- ・福祉課題解決のための体制整備

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・始良市地域福祉計画	3	拡充	社会福祉課
・介護保険事業計画・高齢者福祉計画	3	継続	長寿・障害福祉課
・始良市地域自立支援協議会	3	継続	
・子ども・子育て支援事業計画	4	継続	子どもみらい課

(特記事項)

・始良市地域福祉計画	市役所本庁舎建替えに伴う組織見直しに合わせ、社会福祉法第106条の4に規定する重層的支援体制整備事業の実施に向けた調査・研究を行う。
------------	--

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
3.25	A	4.25	継続

② 関係機関との連携によるニーズの把握(計画本編:P80)

■取組の概要■

社会福祉協議会や各福祉施設、学校や他の公的機関等と連携を図りながら、支援者のネットワーク化やサービス提供主体のマッチング及び担い手の育成強化を図り、人・情報・サービスがつながる関係づくりを目指します。また、本市では、虐待問題や家庭児童問題等に係る様々なケース会議、生活困窮者自立支援調整会議、始良市地域自立支援協議会などにおいて、関係機関や福祉施設と、必要な支援、サービス等について意見交換・情報共有を行っております。今後も引き続きこの取組を強化し、分野横断的な支援体制を推進します。

■主な取組■

- ・関係機関、福祉施設との連携
- ・ケース会議や各種会議における情報共有・意見交換
- ・分野横断的な支援体制の整備

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・生活困窮者自立支援事業	4	継続	社会福祉課
・始良市地域自立支援協議会	4	継続	長寿・障害福祉課
・地域個別ケア会議	4	継続	
・要保護児童対策地域協議会	4	継続	子どもみらい課

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
4.00	AA	4.00	継続

③ 庁舎内支援窓口の充実と連携強化(計画本編:P80)

■取組の概要■

相談窓口について、複合的な生活課題を抱える方を分野横断的、包括的に支援していくため、関係各課の連携強化に取り組みます。こうした窓口を中心に、支援を必要とする方の「困り事」をまず受け止め、一つの窓口から派生して様々なサービスにつながられるよう、「窓口ワンストップサービス」の体制を構築・整備していきます。

■主な取組■

・「困り事」を受け止める窓口体制の充実・整備

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・生活困窮者自立支援事業	3	拡充	社会福祉課
・障害者基幹相談支援センター(あいか)	3	拡充	長寿・障害福祉課
・子ども相談支援センター(あいぴあ)	3	拡充	子どもみらい課

(特記事項)

・生活困窮者自立支援事業	市役所本庁舎建替えに伴う組織見直しに合わせ、社会福祉法第106条の4に規定する重層的支援体制整備事業の実施に向けた調査・研究を行う。
・子ども相談支援センター(あいぴあ)	始良市役所本庁舎建設に合わせて整備が予定されている2号館1階の市民相談センターに移転することにより、他の相談機能との連携・協働がさらにしやすくなることが期待できる。

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
3.00	A	5.00	拡充

【施策】(2) 適切なサービス選択のための取組

① 分かりやすい情報提供の推進(計画本編:P81)

■取組の概要■

市報やホームページが地域福祉に対し大きな役割を担っていることから、情報の受け手の視点に立った分かりやすい情報提供に努めます。複雑化・細分化する公的な福祉サービス・制度について、分かりやすい情報提供を心がけ、ホームページにおいては目の不自由な方への音声読み上げ等の情報アクセシビリティを考慮した丁寧な記事づくりに努めます。

■主な取組■

・誰もが情報にアクセスしやすい広報、情報提供の確立

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・始良市地域福祉計画 ・民生委員・児童委員活動事業 ・社会福祉法人 ・福祉有償運送 ・戦没者遺族等援護事業 ・生活困窮者自立支援事業 	3	継続	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者を意識した情報発信 ・手話通訳者 	4	継続	長寿・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を意識した情報発信 	4	継続	
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉サービス 	4	継続	
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等入所 ・放課後児童健全育成事業 ・各種給付事業 ・各種医療費助成事業 ・利用者支援事業 	4	継続	子どもみらい課

<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙 ・市ホームページ ・FM ラジオの活用 	3	継続	秘書広報課
--	---	----	-------

(特記事項)

<ul style="list-style-type: none"> ・始良市地域福祉計画 ・民生委員・児童委員活動事業 ・社会福祉法人 ・福祉有償運送 ・戦没者遺族等援護事業 ・生活困窮者自立支援事業 	<p>令和3年度に策定予定の「成年後見制度利用促進基本計画」に関連する取組の一環として、令和3年度中に成年後見制度の広報としてパンフレットの配布を予定している。</p>
---	--

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
3.67	A	4.00	継続

② サービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保(計画本編:P81)

■取組の概要■

福祉サービスの透明化の推進に取り組み、利用者が適切な選択ができるよう、各福祉施設や社会福祉法人と連携し、サービス内容の開示等に取り組みます。また、手続きの合理化を図り、申請からサービスを受けるまでの流れを分かりやすく示し、安心してサービスを受けることができる体制づくりを推進します。

■主な取組■

・適切な福祉サービス案内体制の確立

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・社会福祉法人	3	継続	社会福祉課
・障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各種サービス	4	継続	長寿・障害福祉課
・保育所等入所 ・放課後児童健全育成事業 ・各種給付事業 ・各種医療費助成事業 ・利用者支援事業	4	継続	子どもみらい課

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
3.67	A	4.00	継続

【施策】(3) 良質で多様なサービス供給の仕組みづくり

① 社会福祉協議会との連携強化(計画本編:P82)

■取組の概要■

日本赤十字社関係や赤い羽根共同募金、あいら福祉まつり等のほか、始良市社会福祉協議会では、心配ごと相談やサロン活動、福祉サービス利用支援事業などの様々な事業を実施しています。また、本市の福祉事業のうち、生活困窮者自立支援相談やファミリー・サポート・センターなどを受託、実施しています。市民へきめ細かい福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会を地域福祉推進の中での中心的な組織と位置づけ、今後も事業運営等の支援を実施し、地域福祉推進のために連携を強化していきます。

■主な取組■

・社会福祉協議会との連携強化

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・社会福祉協議会への運営補助事業・委託事業	4	継続	社会福祉課
・障害者訪問入浴サービス事業の委託	4	継続	長寿・障害福祉課
・高齢者サロンの支援 ・生活支援コーディネーター(第2層)の業務委託	4	継続	
・高齢者福祉センター等の指定管理 ・配食サービス・高齢者総合支援事業による見守りの委託・連携	4	継続	
・ファミリー・サポート・センター事業の委託	4	継続	子どもみらい課

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
4.00	AA	4.00	継続

② 民間福祉サービス事業者の育成・支援(計画本編:P83)

■取組の概要■

保育施設や障がい者施設、介護施設など、社会福祉事業の多くは民間福祉サービス事業者により提供されています。法令の改正等の社会状況の変化や様々な事例・通達等、情報提供・情報共有に努め、必要なサービス利用のために支援を実施していきます。また、福祉サービス事業者の職員の資質向上に寄与するために、各種研修会の実施や案内に積極的に取り組みます。

■主な取組■

- ・福祉サービス事業者の支援
- ・福祉サービス事業者の人材育成支援等によるサービス向上

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・相談支援事業所への専門的な指導及び助言、研修会等を通じた人材育成	4	継続	長寿・障害福祉課
・地域個別ケア会議	4	継続	
・保育所・認定こども園 ・放課後児童健全育成事業	4	継続	子どもみらい課

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
4.00	AA	4.00	継続

③ 地域包括ケアシステム及び在宅福祉サービスの充実(計画本編:P83)

■取組の概要■

始良市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や始良市障がい者計画・始良市障がい福祉計画・始良市障がい児福祉計画により、高齢者及び障がい者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるように、地域包括ケアシステムの充実及び在宅福祉サービスの充実に取り組みます。

■主な取組■

- ・地域包括ケアシステムの充実
- ・在宅福祉サービスの充実

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業 ・在宅医療・介護連携推進事業 ・地域ケア会議推進事業 ・認知症総合支援事業 ・介護給付適正化計画 	3	継続	長寿・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・障害児・者の地域生活支援拠点整備 	0	その他	

(特記事項)

<ul style="list-style-type: none"> ・障害児・者の地域生活支援拠点整備 	地域における生活の安心感を担保する機能を備え、また、障害児者等の地域での生活を支援する地域生活支援拠点の整備を令和5年度までに実施する
---	---

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
1.50	C	3.50	見直し A

④ 庁内等における人材の育成(計画本編:P83)

■取組の概要■

公立保育所の運営や介護保険制度、各種手当の支給等、市が実施する公的サービスも多くあります。民間福祉サービスにおいても、申請や利用案内等、ほとんどの福祉サービスで何らかの形で市役所が介在します。庁内関係各課における専門性を高め、適切な福祉サービスに誘導できるよう、研修機会の充実を図り人材の育成を図るとともに、必要な専門的人材の確保に努めます。

■主な取組■

- ・庁内の人材育成
- ・福祉の専門的人材の確保

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・介護保険制度 ・障害福祉サービス提供・相談支援等	4	継続	長寿・障害福祉課
・公立保育所・公立認定こども園の運営、人材育成	3	縮小	子どもみらい課
・庁内等における人材の育成	3	継続	総務課

(特記事項)

・公立保育所・公立認定こども園の運営、人材育成	始良市立保育所等民営化実施計画による。 (多様な保育ニーズに柔軟に対応できるよう民間活力を活用した効率的な教育・保育施設の運営を推進する。)
-------------------------	---

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
3.33	A	3.00	見直し A

基本目標3 「市民・地域と行政の協働による地域福祉推進」

【施策】(1) 総合的な地域福祉力の強化

① 地域活動団体や関係機関の連携・強化(計画本編:P84)

■取組の概要■

複雑化・多様化する福祉ニーズに対して、校区コミュニティ協議会や自治会、民生委員・児童委員、関係機関等が情報共有、ケース検討や支援調整等により連携を図り、支援ネットワークを形成できる拠点づくりを支援します。また、児童や高齢者、障がい者、ひとり親家庭など、分野を越えた連携体制の強化を図り、地域福祉力の向上を目指して包括的な支援力の強化を図ります。

■主な取組■

- ・地域活動団体や関係機関との連携強化
- ・地域における支援ネットワークのための拠点づくり支援

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・民生委員・児童委員活動事業	3	継続	社会福祉課
・地域活動団体との連携・支援	4	継続	長寿・障害福祉課
・高齢者クラブへの運営補助	4	継続	
・始良市母子寡婦福祉会への活動補助	4	継続	子どもみらい課
・自治会等活動支援事業 ・校区コミュニティ協議会支援事業	3	継続	地域政策課

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
3.60	A	4.00	継続

② 地域での交流活動の充実(計画本編:P84)

■取組の概要■

「支える側」と「支えられる側」がともに地域に参画し、誰もが役割をもつ、「支えあい」の地域づくりのためには、住民の相互理解を深めるための交流が重要です。自治会や校区コミュニティ協議会など、地域における交流行事等の活動を支援し、住民相互の交流やふれあいの機会が充実するよう、地域活性化を働きかけていきます。また、子どもたちと高齢者といった世代を越えた交流や、介護中の方や子育て中の方など、同じ悩みを抱える方々の交流の場の充実を図ります。

■主な取組■

- ・地域での交流の場づくりの支援
- ・地域での交流活動への支援

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・民生委員・児童委員活動事業	3	継続	社会福祉課
・地域活動団体への連携・支援	3	継続	長寿・障害福祉課
・「認知症カフェ」の開催	4	継続	
・介護に関する「語り処」の支援	4	継続	
・高齢者クラブへの運営補助	4	継続	子どもみらい課
・始良市母子寡婦福祉会への活動補助	4	継続	
・自治会等活動支援事業 ・校区コミュニティ協議会支援事業	3	継続	地域政策課

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
3.50	A	4.00	継続

③ 高齢者・障がい者の交流機会の充実(計画本編:P85)

■取組の概要■

高齢者や障がい者が身近な地域で社会奉仕や生きがいを感じる活動を行うことにより、コミュニケーションの活性化や閉じこもり等の社会的孤立の防止、健康の維持増進が図られるよう支援します。社会福祉協議会が実施するサロン活動や、老人クラブの自主的な活動を支援するとともに、地域の交流行事に高齢者、障がい者、子ども、様々な主体が参加できるような取組を支援します。

また、高齢者、障がい者のみならず、子どもからお年寄りまで、多様な方々の福祉の増進に寄与できるよう、交流機会の充実につながるような場の整備を検討します。

■主な取組■

- ・高齢者や障がい者などの地域団体の活動支援
- ・多様な主体の交流機会の充実

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・民生委員・児童委員活動事業 ・民生委員・児童委員への研修	3	継続	社会福祉課
・障害児・者の地域における ・交流会等への支援	4	継続	長寿・障害福祉課
・高齢者クラブへの運営補助 ・高齢者地域支え合いグループポイント事業	4	継続	
・自治会等活動支援事業 ・校区コミュニティ協議会支援事業	3	継続	地域政策課

(特記事項)

・民生委員・児童委員活動事業 ・民生委員・児童委員への研修	令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止
----------------------------------	-------------------------------------

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
3.50	A	4.00	継続

【施策】(2) ボランティア及び新たな参加の促進

① ボランティア・市民活動の育成と活動支援(計画本編:P85)

■取組の概要■

ボランティア活動や市民活動を広く市民に広報するとともに、福祉に関する講座等の機会にボランティアに関する情報や活動の場の提供などボランティア活動参加への支援を行います。また、ボランティアセンターを設置している社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動等への支援環境の充実を図ります。

■主な取組■

- ・ボランティアセンターの運営支援
- ・ボランティア活動参加への支援

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・ボランティア活動支援事業	2	継続	社会福祉課
・ボランティアセンター ・ボランティアコーディネーター	4	継続	社会福祉協議会

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
3.00	A	4.50	継続

② 新たな参加や活動を創るための環境の整備(計画本編:P85)

■取組の概要■

近年多発する自然災害をきっかけにボランティア活動への関心が高まる中、多くの方がボランティア活動に参加するようになりましたが、一方で、ボランティア従事者の固定化・高齢化が懸念されます。平常時からの地域住民同士の支えあい活動の重要性の認識を高めることを目的に、地域や福祉に関心のある人に活動のきっかけとなる学習会、研修会等の機会を提供し、地域福祉活動の次代を担う人材の発掘と育成に努めます。また、参加者の新たな取組に対して、専門職や関係各課と連携して持続的な実施に向けた助言・協力を進めます。

■主な取組■

- ・ボランティア活動の活性化の取組
- ・ボランティア人材の発掘・育成
- ・地域での支えあい活動の支援

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・ボランティア活動支援事業	2	継続	社会福祉課
・ボランティアセンター ・ボランティアコーディネーター	3	拡充	社会福祉協議会

(特記事項)

・ボランティアセンター ・ボランティアコーディネーター	福祉機関等で支援を行う専門職や他の福祉施設と連携し、ボランティア活動の質の向上を図るとともに、施設等のボランティア受入の状況やニーズの情報収集を行い、発信をしていく必要がある。
--------------------------------	--

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
2.50	B	4.50	継続

③ 福祉関係のNPO活動の育成(計画本編:P85)

■取組の概要■

現在始良市には保健福祉分野に取り組むNPO法人が数多くあり、地域力の一翼を担っています。こうした保健福祉分野に係るNPO法人の設立に対し、効果的な支援を行うため、職員の専門的知識の習得に努めます。また、設立後も、既存のNPO法人を含め、活動を支援し、活動内容の充実化を図り、市、地域と協働して地域の福祉課題に取り組む体制づくりを推進します。

■主な取組■

・NPO 法人、NPO 活動への支援

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・始良市地域福祉計画 ・NPO 活動・ボランティア活動の強化	3	継続	社会福祉課
・始良市 NPO 法人ネットワーク会議	2	継続	地域政策課

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
2.50	B	4.00	継続

【施策】(3) 地域共生社会の具現化への支援

① 地域の見守り体制・支えあい活動の強化(計画本編:P86)

■取組の概要■

見守り活動や支えあい活動を展開する中で、顕在化しづらい深刻な問題への防止効果など、様々な機能を強化するため、民生委員・児童委員等の地域における相談支援活動への支援に取り組み、資質向上に寄与するため研修機会の充実に努めます。

また、各施設等の入所者への豊かな人生の後押しのために、従事者への研修および連絡協議会をもって市全域の充足化を図ります。

■主な取組■

- ・地域での見守り活動・支えあい活動の支援
- ・民生委員・児童委員の資質向上に資する研修の機会確保

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・民生委員・児童委員活動事業 ・民生委員・児童委員への研修	4	継続	社会福祉課
・認知症の方やその家族を支え合うネットワークづくり	4	継続	長寿・障害福祉課
・在宅福祉アドバイザー ・配食サービス事業における見守り ・緊急通報システム「サスケ」	3	転換	
・校区コミュニティ協議会支援事業 ・社会福祉協議会、民生委員・児童委員との連携	3	継続	地域政策課

(特記事項)

・在宅福祉アドバイザー	地域での活動の幅を広げることができるよう、事業の見直しを検討中。
-------------	----------------------------------

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
3.50	A	3.50	見直し A

② 地域活動団体等の支援及び地域リーダー等の人材育成(計画本編:P86)

■取組の概要■

自治会や民生委員・児童委員、ボランティア・NPO等の地域活動団体が、地域福祉の推進体制確立に向けて取り組むことができるよう支援するとともに、各種団体と連携し地域福祉活動を主導的に進めるリーダー的人材の育成と確保ができるよう支援します。

さらにPDCAサイクル(Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Action:改善)を循環させ、継続的な人材育成体制を構築します。

■主な取組■

- ・地域活動団体の人材育成・人材確保への支援
- ・地域におけるリーダー的人材育成への支援

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・民生委員・児童委員活動事業 ・民生委員・児童委員への研修	3	継続	社会福祉課
・住民主体の通いの場づくり ・総合事業従事者研修による地域のボランティアの育成等の実施	2	継続	長寿・障害福祉課
・在宅福祉アドバイザー	3	転換	
・校区コミュニティ協議会支援事業 ・社会福祉協議会、民生委員・児童委員との連携	3	継続	地域政策課

(特記事項)

・住民主体の通いの場づくり ・総合事業従事者研修による地域のボランティアの育成等の実施	R2はコロナ禍で開催実績なし。R3は、シルバー人材センター等の協力を経て開催計画。
・在宅福祉アドバイザー	地域での活動の幅を広げることができるよう、事業の見直しを検討中。

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
2.75	B	3.50	見直し A

③ 共同募金等の取組の推進や地域づくりにおける官民協働の促進(計画本編:P86)

■取組の概要■

住民や地域活動団体が主体的に地域の課題を解決していく際には、そのための財源についても考える必要があります。公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や始良市共同募金委員会の活用・促進を図ります。また、社会福祉法人による地域公益的な取組、企業の社会貢献活動との協働等の取組を進め、地域活動団体や民間団体と市が一体となって地域づくりを推進します。

■主な取組■

- ・共同募金委員会の活動支援
- ・社会福祉法人の地域公益的な取組の促進
- ・官民協働の促進

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・社会福祉法人 ・社会福祉充実計画の承認	3	継続	社会福祉課
・生活支援体制整備事業 ・共同募金委員会	3	拡充	社会福祉協議会

(特記事項)

・生活支援体制整備事業 ・共同募金委員会	きめ細やかな地域課題の解決に向け、多様な募金の在り方を検討する。
-------------------------	----------------------------------

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
3.00	A	4.50	継続

④ 福祉施設と地域の交流の促進(計画本編:P86)

■取組の概要■

介護福祉施設(特別養護老人ホームなど)やグループホーム入所者等の施設入所者と地域(子ども会、保育所、幼稚園、学校など)との交流を促進し、施設入所者の地域参加や生きがいをづくり、福祉施設の地域参加のための取組を推進します。

■主な取組■

- ・福祉施設の地域参加の取組の推進
- ・地域と福祉施設の交流

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
・始良市福祉大運動会の運営補助	4	継続	社会福祉課
・地域密着型事業所主催の「運営推進会議」	4	継続	長寿・障害福祉課
・認知症サポーター養成講座 ・認知症カフェ	4	継続	
・保育所・認定こども園等 ・放課後児童健全育成事業	4	継続	子どもみらい課

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
4.00	AA	4.00	継続

⑤ 補助事業を活用した地域づくり支援(計画本編:P86)

■取組の概要■

自治会や校区コミュニティ協議会が実施する様々な事業や交流行事等の効果、効率性や住民の生活の質を高めるため、地域づくりに資する取組に対し、市や国・県等の補助事業を活用した活動支援に引き続き取り組めます。

■主な取組■

- ・地域づくりのための補助事業
- ・自治会、校区コミュニティ協議会等の活動支援

■事業別評価■

事業	取組状況	取組の方向性	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等活動支援事業 ・校区コミュニティ協議会支援事業 	3	継続	地域政策課

■総合評価■

取組状況		取組の方向性	
平均点数	評価	平均点数	評価
3.00	A	4.00	継続

第4章 成年後見制度利用促進基本計画

1 策定の背景

本市の高齢者人口は、年間 300 人から 400 人程度の増加で推移しています。それに伴い、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加も予想され、成年後見制度の必要性が高まっていくものと考えられます。

認知症や知的障がい、その他の精神上的障がい等により物事を判断する能力が十分でない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るための体制整備に取り組みます。

2 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条の規定に基づく、市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画です。

市町村の講ずる措置

～ 成年後見制度の利用の促進に関する法律 第 14 条 ～

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3 計画の期間

本計画の期間は令和3年度から5年度までの3か年です。「始良市介護保険事業計画」、「始良市障がい者計画 障がい福祉計画 障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康あいら21」、「自殺対策計画」の見直しに伴い、本基本計画を該当する部分に統合して行く予定です。

4 成年後見制度について

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他の精神上の障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人(以下、「本人」)の権利を守る支援者(以下、「成年後見人等」)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、大きく分けて「法定後見」と「任意後見」の2つの制度があります。

	類 型	概 要	
		後 見	日常生活において判断能力が欠けているのが通常の状態の場合、「成年後見人」が、本人に代わって各種契約や財産管理等を行い、本人を支援します。
保 佐	日常生活において判断能力が著しく不十分な場合、財産に関する一定の行為において、「保佐人」の同意を条件とすることにより、本人への支援を図ります。また、必要に応じて「保佐人」に本人に代わって契約等をする権限が認められることがあります。		
補 助	日常生活において判断能力が不十分な場合、財産に関する特定の行為において、「補助人」の同意を条件として、「補助人」が本人に代わって特定の契約等をする権限により、本人への支援を図ります。		
成年後見制度	法定後見		
	任意後見	判断能力のある人が、あらかじめ自ら「任意後見人」を選び、将来、判断能力が不十分になったときに、代わりにしてもらいたいことを事前の契約(任意後見契約)によって決めておく制度です。	

5 本市の現状について

(1) 制度利用者数

成年後見制度の利用者数は、鹿児島家庭裁判所の集計によると本市では 197 人、人口比 0.25%となっています。

■成年後見制度利用者数■

項目	H31 年	R2年	増減
利用者数	203 人	197 人	6人 減

資料：鹿児島家庭裁判所加治木支部

※鹿児島家庭裁判所加治木支部管内分の概数

※各年、1月～12月の統計

(2) 成年後見制度利用開始に係る審判申立て件数

成年後見制度を利用するためには、利用したい本人の住所地を管轄する家庭裁判所に対し、後見等の開始の審判を申し立てる必要があります。申立てができるのは、原則として、本人、配偶者、親族(4親等内)となっています。

しかしながら、身寄りがない高齢者の方や障がい者など、自ら申立てを行うことが難しい方への支援等を目的として、本市では市長による成年後見制度に係る審判請求(市長申立て)を実施しています。

■成年後見制度に関する相談・市長申立て■

項目	区分	H30 年度	R2年度	増減
相談件数	高齢者	4件	6件	2件 増
	障がい者	2件	1件	1件 減
市長申立て 件数	高齢者	2件	4件	2件 増
	障がい者	2件	1件	1件 減

資料：長寿・障害福祉課

※各年度、4月～3月の統計

成年後見制度利用開始に係る家庭裁判所への申立ての総件数のうち、市町村長申立て件数が占める割合については、鹿児島県全体では 21～22%で推移しているのに対し、本市では平成 31 年(令和元年)は 11.1%と低い水準になっています。令和2年においては市長申立て件数が増加したことから、割合も増加しています。

■成年後見制度に関する申立て件数と市町村長申立て件数■

項目		H31年	R2年	増減
始良市	総件数	18件	15件	3件 減
	市長申立て件数	2件	6件	4件 増
	割合(※)	11.1%	40%	28.9% 増
鹿児島県	総件数	416件	380件	36件 減
	市町村長申立て件数	90件	85件	5件 減
	割合(※)	21.6%	22.4%	0.8% 増

資料:最高裁判所「成年後見関係事件の概況」(H31年、R2年)

※割合:申立ての総件数に占める市町村長申立て件数の割合

※各年、1月～12月の統計

(3) 日常生活自立支援事業

成年後見制度を補完するものとして、「日常生活自立支援事業」という制度があります。日常生活自立支援事業は、認知症の高齢者や知的・精神障がいのある方など、自己決定能力が低下しているために、様々な福祉サービスや日常的な金銭管理に困難を抱えている方を対象に、日常生活の支援をする事業です。利用相談などについては社会福祉協議会で行なっています。

制度利用者は令和2年度末現在 77人で、問い合わせ・相談・援助等の支援数は年々増加しています。

成年後見制度に関する相談や制度利用者数については、平成30年度からほぼ横ばいの状況になっています。

本市では、第2次始良市地域福祉計画の中間見直しに合わせ、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定することとしており、今後は制度周知を含めた制度利用の支援体制の構築を進めていきます。

■日常生活自立支援事業利用者数■

項目	H30年度	R2年度	増減
利用者数	68人	77人	9人 増

資料:始良市社会福祉協議会

6 ニーズ調査の取組について

成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたり、本市が目指す今後の制度利用促進に向けて、住民ニーズや地域の実態の把握、今後の課題の分析などを目的として、市民アンケート調査と地域座談会を実施しました。

(1) 成年後見制度に関する市民アンケート調査

成年後見制度に関する住民ニーズの把握や制度の認知度調査などを目的に、18 歳以上の市民 2,000 人を対象にアンケート調査を実施しました。

■ 調査の概要 ■

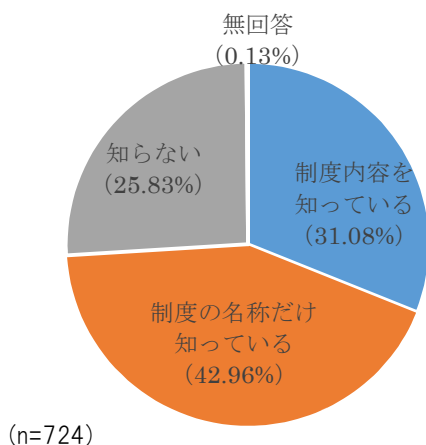
調査対象	市内在住 18 歳以上の 市民 2,000 人 (無作為抽出)
配布方法	郵送
回収方法	郵送回収及び QR コードによるインターネット回答
実施時期	令和3年 10 月～11 月
回答数	724 件 (うち、郵送:563 件、 インターネット:161 件)
回収率	36.2%

○ 集計上の注意

- ・複数回答を求めた設問では、設問に対する回答者数を基礎として算出しているため、回答比率の合計が 100.00%を超えることがあります。
- ・図中の(n=)は、各設問の対象者数(有効回答数)を表しています。

① 成年後見制度の認知度

成年後見制度の「制度内容を知っている」と回答した人は全体の3割程度でしたが、「制度の名称だけ知っている」「知らない」と回答した人が全体の7割程度を占めました。このことから、制度内容に関する周知が必要である現状が分かります。

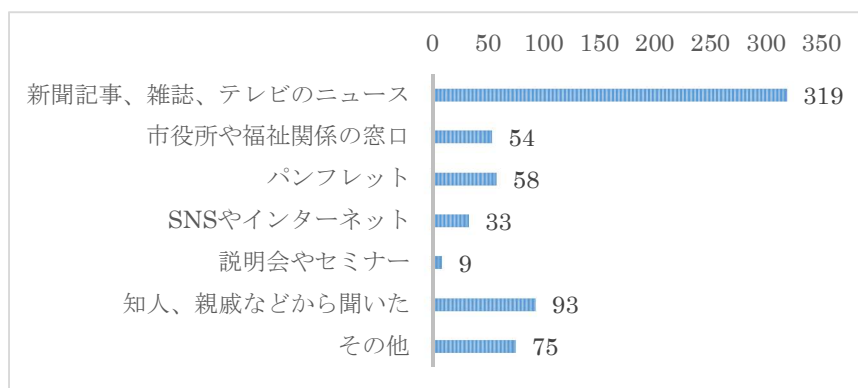


	回答数	制度内容を知っている	制度の名称だけ知っている	知らない	無回答
全体	724	225	311	187	1
	100.0%	31.1%	43.0%	25.8%	0.1%
18～19歳	10	1	2	7	0
	100.0%	10.0%	20.0%	70.0%	0.0%
20～29歳	41	10	11	20	0
	100.0%	24.4%	26.8%	48.8%	0.0%
30～39歳	83	28	23	32	0
	100.0%	33.7%	27.7%	38.6%	0.0%
40～49歳	106	36	43	27	0
	100.0%	34.0%	40.6%	25.5%	0.0%
50～59歳	84	32	39	13	0
	100.0%	38.1%	46.4%	15.5%	0.0%
60～64歳	64	19	32	13	0
	100.0%	29.7%	50.0%	20.3%	0.0%
65～74歳	191	68	87	35	1
	100.0%	35.6%	45.5%	18.3%	0.5%
75歳以上	145	31	74	40	0
	100.0%	21.4%	51.0%	27.6%	0.0%

また、年代別に見てみると、40歳代以上では「制度の名称だけ知っている」と回答した方の割合が最も高くなっていますが、30歳代以下の若年層においては制度を「知らない」と回答した方の割合が大きくなっています。このことから、若年層に向けた周知が必要であることが分かります。

② 成年後見制度を知った手段

成年後見制度を「知っている」「制度の名称だけ知っている」と回答した方に対し、制度を知った手段について尋ねたところ、「新聞記事、雑誌、テレビのニュース」を挙げた方が最も多くいらっしゃいました。「市役所や福祉関係の窓口」「パンフレット」を回答として挙げた方は50名程度に留まったことから、広報紙やパンフレットによる周知不足の現状が伺えます。



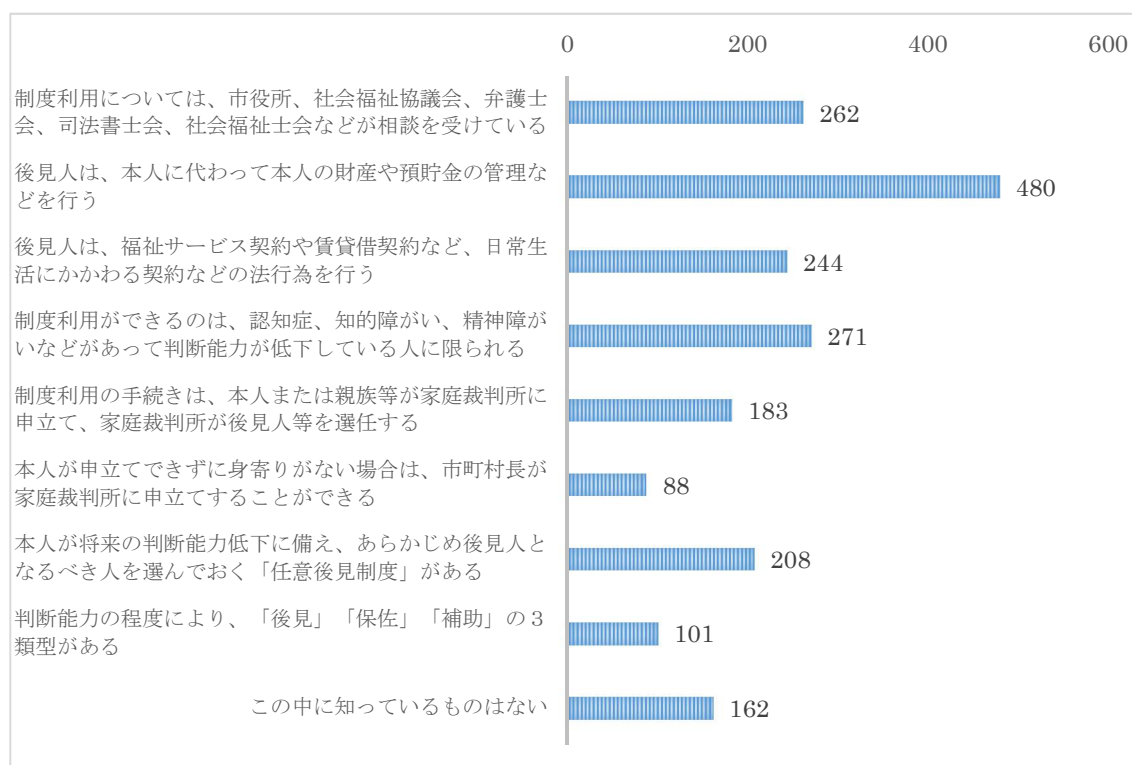
(n=536)

※複数回答

③ 成年後見制度について知っていること

成年後見制度について知っていることについては、「後見人は、本人に代わって本人の財産や預貯金の管理などを行う」を選んだ方が最も多くなりました。

一方で、市町村長申立てに関することや、成年後見制度が「後見」「保佐」「補助」の3類型に分かれていることなどについては回答が少なくなっており、これらの点に関する周知が必要になっています。



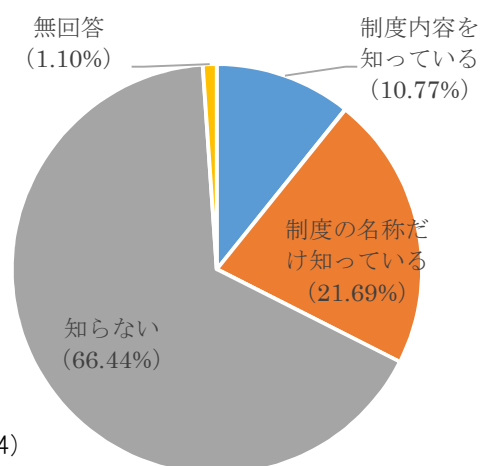
(n=698)

※複数回答

④ 日常生活自立支援事業について

成年後見制度を補完するものとして、「日常生活自立支援事業」がありますが、その認知度については、6割以上の方が「知らない」と回答しました。

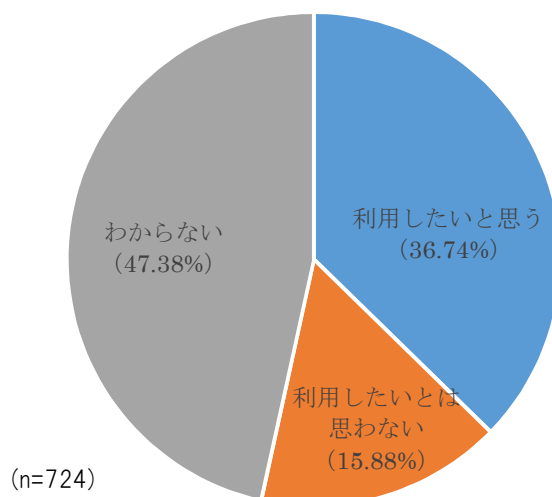
自己決定能力が低下している方にとっては成年後見制度と並んで大切な手段であるため、成年後見制度の促進・充実の取組とあわせて、連携した取組が重要です。



(n=724)

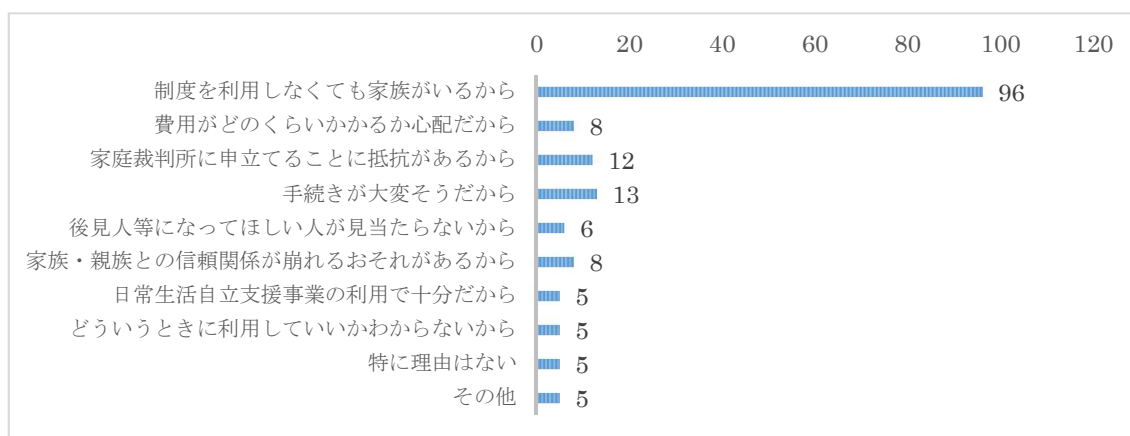
⑤ 成年後見制度の将来的な利用について

認知症などで判断が十分にできなくなったときに、成年後見制度を利用したいと思うかを尋ねたところ、約 37%の方(266 人)が「利用したいと思う」と回答しました。一方、「利用したいとは思わない」とした方は約 16%(115 人)でした。



「利用したいとは思わない」と回答した方に対し、利用したくない理由を尋ねたところ、「家族がいるから」を回答した方が最も多くいらっしゃいました。

一方で、手続きが煩雑との印象を持っている方や費用面の心配、家庭裁判所への申立てに抵抗感を持っている方なども見られたことから、これらの事柄への不安感を取り除く取組が必要です。



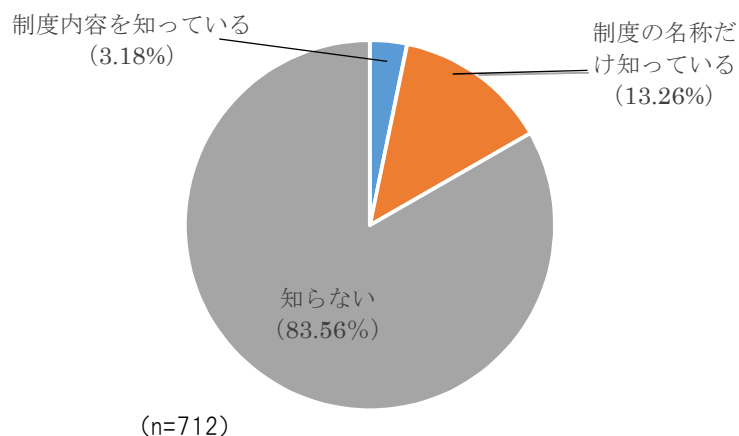
(n=163)

※複数回答

⑥ 市民後見人の認知度

「市民後見人[※]」については8割以上の方が「知らない」と回答しました。

今後は市民後見人の認知度向上と合わせて、養成講座など市民後見人の育成に関する取組や市民後見人の活動に関心をもってもらう取組が重要になります。

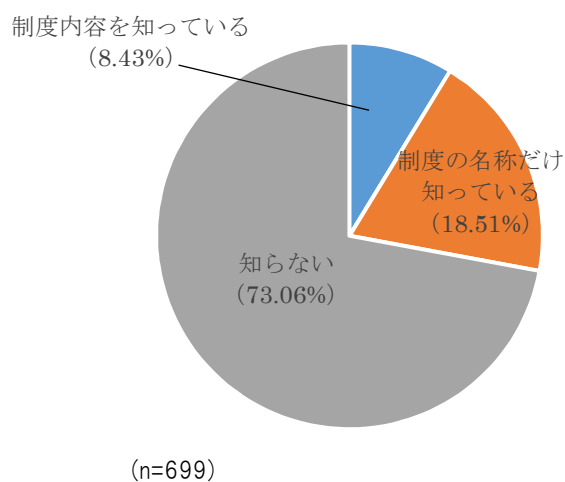


※ 市民後見人

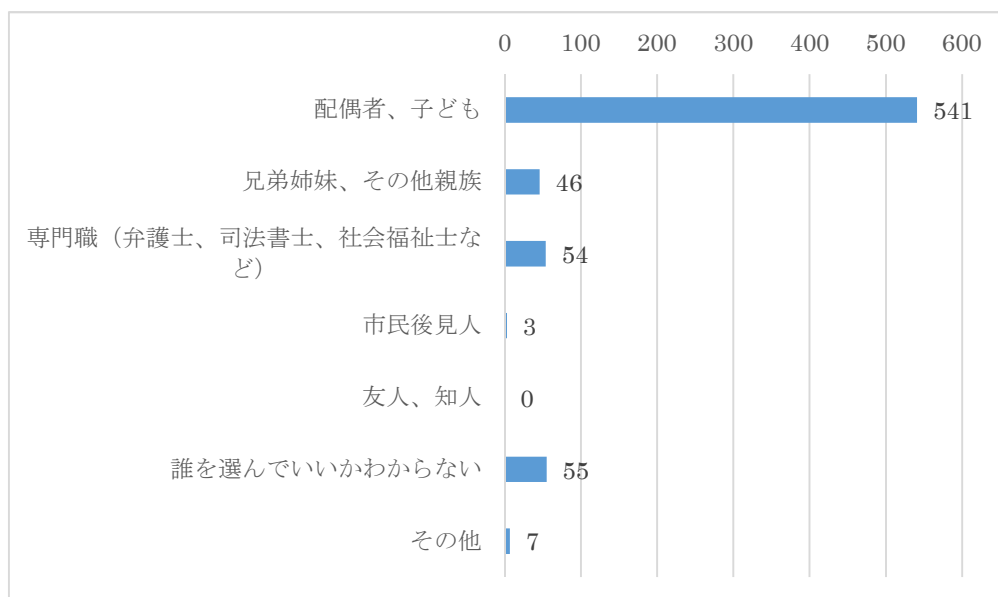
専門職や社協以外の人で、本人と親族関係がなく、主に社会貢献のため、自治体などが行う後見人養成講座などにより、成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付けたうえ、他人の成年後見人等になることを希望して、家庭裁判所から選任された後見人のことを言います。特に資格等は必要ではありませんが、適切な事務を行うために、市民後見人養成講座の受講などにより一定の知識を身に付けておく必要があります。

⑥ 任意後見制度の認知度

「任意後見制度[※]」については、7割近くの方が「知らない」と回答しました。



任意後見制度で後見人等を選ぶとしたら、誰になってもらいたいかという設問においては、「配偶者、子ども」を挙げている方が最も多くあり、「任意後見制度」に対するニーズが少なからず存在することが分かりますので、法定後見制度の促進・充実とあわせて、任意後見制度の普及・促進の取組も進めていく必要があります。



(n=706)

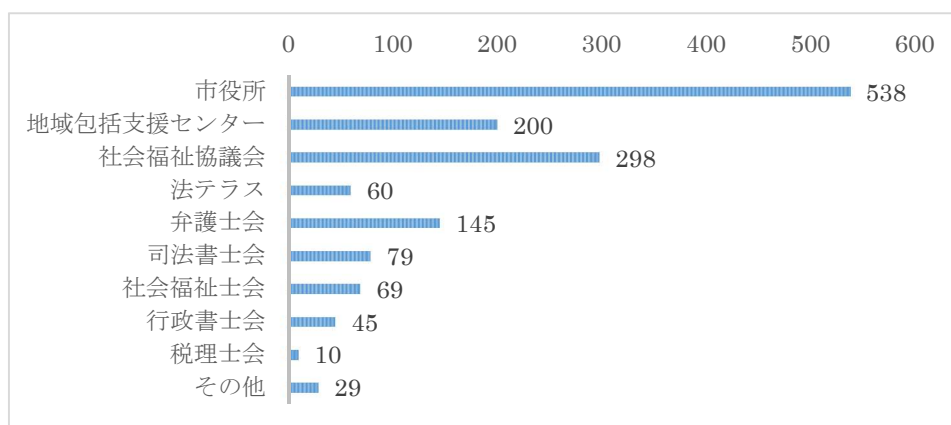
※ 任意後見制度

現在は判断能力のある人が、将来認知症などで判断能力が衰えたときに備えて、財産管理や身上保護に関する法律行為を本人に代わって行う人(任意後見受任者)をあらかじめ自分自身で決めておく制度です。本人の判断能力が十分でなくなったときには、本人や任意後見受任者などが家庭裁判所に申立てをし、家庭裁判所が任意後見監督人を選任します。このときから、任意後見受任者は正式に任意後見人となります。

⑦ 成年後見制度に関する相談窓口について

成年後見制度に関する相談窓口で知っているものを尋ねる設問では、「市役所」を挙げる方が最も多く、2番目に多かったのは社会福祉協議会でした。

多くの機関が相談窓口として認識されていますが、その中でも市役所相談窓口として大きな役割を求められています。



(n=671)

また、相談窓口としてどのような所があれば相談しやすいかを尋ねる設問(自由記述)においても、市役所を含む「行政窓口」を挙げる方が多くいらっしゃいました。

成年後見制度利用促進基本計画の策定と共に、制度の促進・充実の取組、窓口相談体制の整備等、相談窓口として十分な機能を発揮することができるよう、取組を進めていく必要があります。

相談場所	回答数	相談場所	回答数
行政窓口 (市役所、公的機関)	31	自治会	6
医療機関	11	電話相談	4
商業施設	11	出張相談 (個別訪問、集会など)	4
オンライン相談 (メール、SNS 含む)	9	社会福祉施設	4
民生委員	9	社会福祉協議会	3
気軽に相談できるような雰囲気のところ	9	その他※	34
金融機関・郵便局	8		

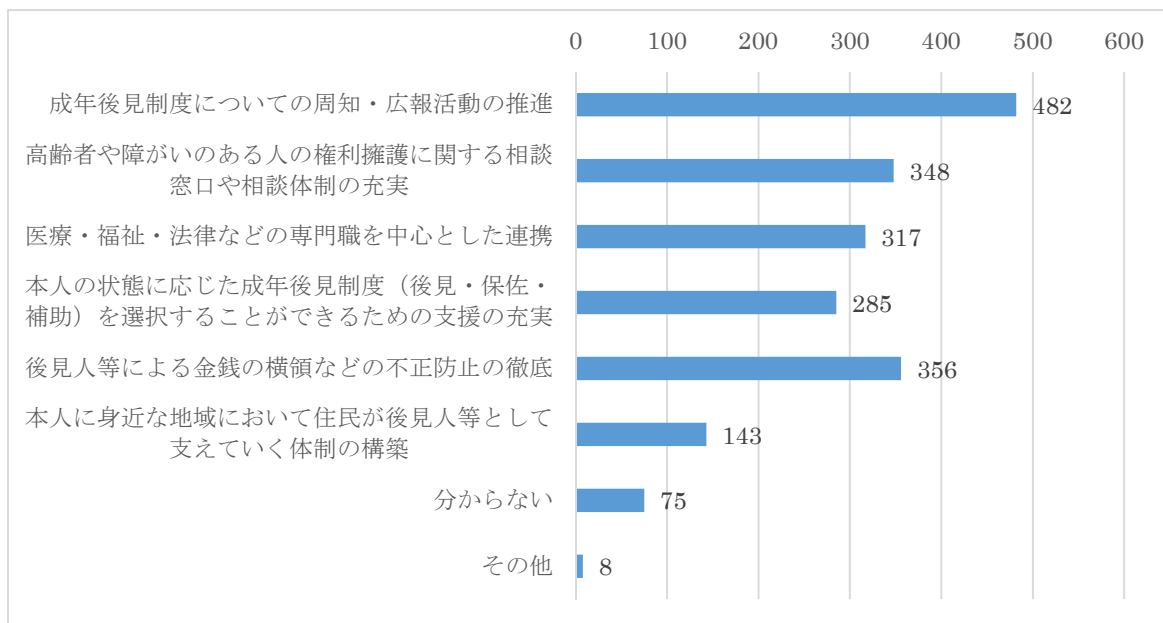
※その他の内容	職場、不動産、福祉の専門家、法律の専門家、ケアマネ、個室、24 時間対応窓口、図書館、公民館、わからない、特に無し、現状のままでよい など
---------	---

(n=143)

⑧ 成年後見制度の促進・充実を図るために必要なこと

成年後見制度の促進・充実を図るために必要だと思うことを尋ねる設問においては、「周知・広報活動の推進」を挙げる方が最も多く、次いで「後見人等による不正防止の徹底」、「相談窓口や相談体制の充実」という順でした。

アンケート全体を通して、制度の周知不足や窓口体制の整備の必要性がわかる結果となっています。



(n=685)

※複数回答

⑨ その他自由意見

本市の成年後見制度に関する取組について自由記述をいただく欄を設けたところ、724人の回答者のうち、約15%にあたる107人の方々からご意見をいただきました。本市の今後の取組の参考にさせていただくとともに、いただいたご意見の一部を抜粋して掲載いたします。

(一部抜粋して掲載 ※いただいたご意見の一部を要約して掲載しています。)

周知・広報に関するご意見	<ul style="list-style-type: none"> ●ラジオや SNS などを通して認知度を高めて行くと理解が深まると思う。 ●制度についての理解や必要性についてのアピールが必要だと思う。 ●学校の授業に取り込んでみては どうだろうか？ ●制度のわかりやすい説明と、実際に起こった不正を紹介し、自分の事として受け止め、不正を未然に防止する心構えの大切さ、不正があった時の罰則なども示し、正しい認識を持てるようなら取組をお願いしたい。 ●全く知らない人もいると思うので、公共施設や銀行等にポスターを貼り周知を図ることが大切と思う。
--------------	--

<p>周知・広報 に関するご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●専門職以外には何も伝わっていないと思う。名前も長く難しいから、まずあまり知ろうと興味も湧かないのでは。堅苦しいからもう少しだけで説明した方が、とっかかりやすいのでは。 ●今後市の取り組みなどの情報を得ながら、自身の知識も高めて身近な人への周知など行えるようになりたいと思った。 ●任意後見制度の更なる周知が必要だと思った。 ●自分の親など身近な人のことが気になってから、初めてたどり着く言葉だと思う。普段から広報紙などで紹介されているのかもしれないが、意識していないので目に留まらず、いざというときに何をすべきか分からない。日常的に買い物をするお店や飲食店などの生活に近い場所に、手に取りやすいチラシや、ポスターなどがあると分かりやすいと思う。 ●手続きに時間と費用がかかるので、申立てから選任までの流れや費用がわかるようにしてほしい。また、どのような時に成年後見制度が役立ち、必要とされるのかを広報誌やホームページで取り上げてほしいと思った。 ●成年後見制度の必要性は感じるが、実際に利用するとなると一部の人のためののかなと思う。もっと身近に利用できるように周知されればいい。 ●自治会長や民生委員等に周知徹底する。 ●当事者(家族含む)には丁寧に知らせる。 ●小・中学校の入校案内時にパンフレットを配布するだけでも認知度がかわってくると思う。 ●高齢世帯や、一人世帯等への制度の積極的周知(制度を知らない人もいるのでは)(アドバイスの事も必要ではないか) ●周知努力が不足している。 ●当事者になる可能性が高い高齢者だけでなく、若い世代に向けての周知活動も大切だと思う。
<p>相談体制・窓口 に関するご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一人暮らしの高齢者宅を訪問して、今後の事など話を聞いてあげられたら良いと思う。 ●独身で老人ホームに居るため色々相談したいが出かけるのが困難なので担当者に施設に来てもらい「出張相談窓口」を開いてもらえるとありがたい。 ●個室で座って、静かな所で、優しく親切にわかりやすく教えて下さる人、所があったら今でも相談したい。市役所か社協等までは足が悪いので行けない。前から独身の障害者の身内がいるので説明会などがあれば参加したいし相談したい。 ●成年後見制度に関する窓口は、一本化してほしい。日常生活自立支援事業(補完事業)等、窓口を複雑にしないでほしい。 ・利用中の介護施設・要介護認定度によって、本人や家族に説明する機会

<p>相談体制・窓口 に関するご意見</p>	<p>を設けておく必要もあると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市役所内に名称を付けた相談窓口を設ける。 ●窓口などで色々と詳しく教えてほしいが、その場所が分からない。 ●目に見て気づける程、取り組みがない気がする。市役所の窓口に行くのも、職員の気付きが少ないので行きづらい。 ●弁護士会等は相談料が多額になりそう、(私の思い込みかな)? 公的機関の方が誠実そう。 ●身寄りがなく、耳がひどく聞こえない80歳代の知人がいる。その人に制度について、わかりやすく説明できるような支援があればありがたい
<p>説明会等 に関するご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●説明を聞ける機会を増やすこと。参加者を増やすためには、地域との連携が大事。地区の公民館へ、出前講座などの形で説明会を開いていただきたい。皆がいずれ必要になる時がくるのだと、早い段階から受け止めておくべき。 ●行政と市民との意見交換機会を定期的に設ける。 ●機会を捉えて各コミュニティ協議会等で広報してほしい。 ●その他と言うか、この制度について説明が出来る人をコミュニティ協議会か自治会等で出来る人がいればスムーズだと思う。 ●研修会等の実施による周知を図る。
<p>制度 に関するご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見人の制度は、面倒な部分があるのでハードルが高く、いざ利用となると、難しくて途中で断念した。 ●財産管理など、金銭に関わる事なのでしょうがないのかもしれないが、もう少し素早く利用しやすくなると良いと思う。実子がいても、音信不通だったりする場合、親戚などがすぐ利用できたり、後見人になれると良いのだが… ●高齢化社会が進む中、とても良い取り組みだと思う。自分を含む家族としても現実的な問題。 ●不正がありそうだから、必要性を感じない。 ●成年後見制度が始良市でどれ程利用されているか知りたい。 ●成年後見制度を利用したことで生じたトラブル等をマスコミ等で知ることがあるが、後見人と行政との関わり等は継続的にあるものなのか。 ●制度の信頼度を増すため不祥事対策(複数人の選任など)が必要 ●全く身寄りのない方が利用する制度かと思っていた。結構お金がかかるのでは? ●成年後見制度は、めんどろだ! ということを知った。実際の所、どうでしょうか? なりたくてもならないという方を知っている。 ●後見人制度と共に後見人の研修、信頼信用の関係性も大切と思う。
<p>その他ご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●取り組み状態が、わからない。

<p>その他ご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 孤立する高齢者が少なくなるという。 ● 祖母が 90 歳になり様々な判断能力が低下してきている。その為父母が代わりに判断や財産の管理をしているので安心できるが、子どもや家族がなく、自身で相談も出来ない方は、代わりに誰がその状態に気づいてあげられるのか、もし私がそうなったらと思うと心配になった。 ● 結果のデータ表示で済ませるのではなく、どんな形でも良いので取り組みとして何かしら行動に移していただきたい。 ● 今回のアンケートで、初めて取り組みを見た。 ● 金融機関との連携が上手くとれるようになれば、成年後見制度の利用者も増えやすいのかな、と思う。(ご家族からのご相談も多いので) ● 担当者の使命感と制度の熟知と個人情報の徹底が必要 ● このような制度があることを知らなかった。親の財産管理などはしている自分達が年を取った時には考えたい。 ● 今後、高齢化が進んでいくので、全国レベルでの制度の充実の必要性を認識させられた。 ● 子供が遠くに家庭を持っているので、1人になった時にどう生活するか？はこの頃年金と共に考えるようになったが、その場合この制度を利用すれば不安だった事が少し解消されると思った。 ● 今、現在、成年後見制度をやっている人の生の声を聞きたい。 ● 老々介護、少子化の中、自治会、民生委員を中心に、声かけをしながら身近な方を皆様で見守っていただけたいと思う。
---------------	--

(2) 地域座談会

市内校区コミュニティ協議会のご協力のもと、成年後見制度に関する地域のニーズや実態の把握などを目的に、3か所の校区コミュニティ協議会において地域座談会を実施しました。

■ 地域座談会実施日程 ■

実施校区	日にち
A 校区コミュニティ協議会	令和3年10月20日(水)
B 校区コミュニティ協議会	令和3年11月4日(木)
C 校区コミュニティ協議会	令和3年12月15日(水)



地域座談会では、「成年後見制度」と「身寄りがない方への支援の在り方」の2つをテーマに、テーマ毎に「実際にあった事例」「そのときの解決策・対応」「地域で対応できること」の3つの視点でグループワークを実施しました。

ここでは、成年後見制度に関するグループワークでいただいたご意見等を掲載します(身寄りがない方への支援の在り方については後述)。

◎ 地域座談会の中で出されたご意見等

※ 出されたご意見等の一部を要約して掲載しています。

実際にあった事例	そのときの解決策・対応
・高齢者をターゲットとした訪問販売や工事業者の訪問の事例があった。	・民生委員や家族がクーリングオフの手続きをサポートした。一方で、家族に言えず抱え込む高齢者もいる。
・地域にいる独居高齢者の問題	・老人ホームなど施設見学を勧めたことがある。
・障がいを抱えた40代女性で、金銭管理ができない。親戚が管理していたが使い込み等のトラブルがあった。	・本人が利用していた福祉施設に相談し、金銭等の管理をお願いした。
・配偶者が精神疾患のある実姉の成年後見人になっている。	・就任当初は大変そうであったが、現在は実姉が医療機関に入院しており、少しずつ成年後見人としての仕事に慣れてきている。
・ある女性から「娘がお金を黙って使い込んで困る」との相談。娘夫婦に話を聞いてみると、事実ではなかった。本人に課題があり、認知症の疑い。	・社協へ相談し、金銭管理(日常生活自立支援事業)に至った。
・民生委員として、成年後見制度について相談されたことがある。	・市役所の窓口へ繋いだ。

地域で対応できること
<ul style="list-style-type: none"> ・サロン活動の中に、「成年後見制度」の説明を盛り込み、地域の方への周知を図る。 ・もしもに備えた「任意後見制度」の手続きの周知を行う。 ・地域での見守り活動の中で、成年後見制度が必要な方がいたら市役所等へ繋ぎ、連携した支援を行う。 ・関係性ができあがっていないと助言もできないため、「顔の見える関係性づくり」を心がける。 ・日頃の付き合いの中で、「相談してもいいんだ」「頼っていいんだ」というような、信頼関係づくりのために、地域・親子などでの交流を深める。 ・民生委員と自治会、コミュニティ協議会の意見交換の場を設定し、情報共有する。 ・認知症であることを本人、家族が隠す必要はないという認識を地域で広めていく必要がある。 ・日頃の見守り訪問活動の中で、認知症や知的・精神障がい等ある方については、2人1組で実施するようにしている。

その他成年後見制度に関するご意見

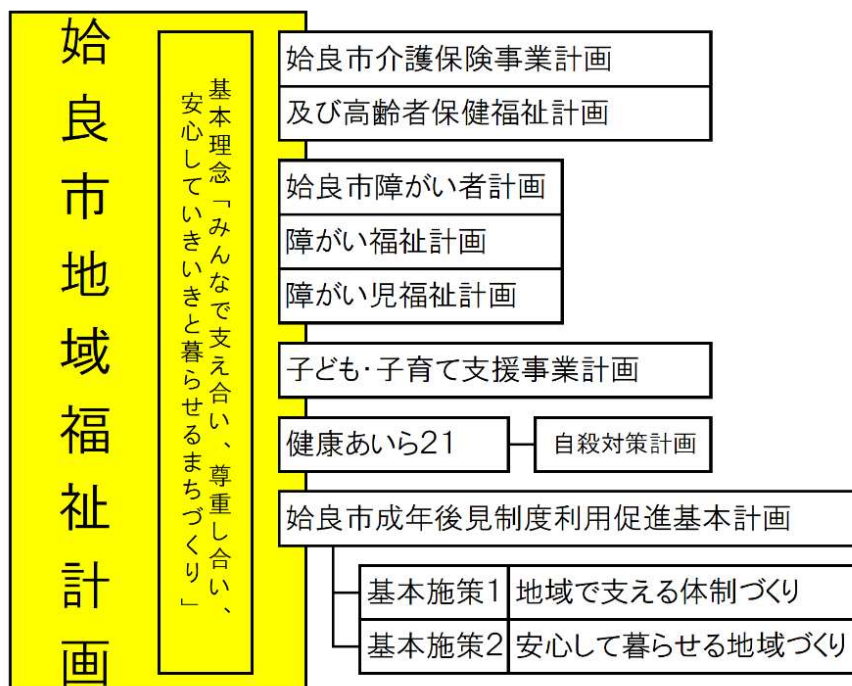
- ・成年後見制度の利用が必要と思われる方が地域にいるが、手続きや相談窓口が分からない。
- ・成年後見制度の種類(後見、補佐、補助)はどのように見極めるのか。
- ・「後見は金持ちが行なうもので、苦しくて困っている人は利用できない」と思っている人が多い。
- ・成年後見制度の周知がされていない。制度を知らなければ相談もできない。
- ・現在、母親の面倒を見ているが、どのタイミングで成年後見制度へ繋ぐべきかが分からない。
- ・手続きに時間がかかるイメージがある。スピーディーに行えるようにしてほしい。

7 施策の展開

本市を取り巻く社会情勢の変化や、ニーズ調査の取組によって見えてきた現状などを踏まえ、「始良市成年後見制度利用促進計画」では、次の2つの基本施策を掲げ、実効性のある施策の展開に取り組みます。

基本施策1	地域で支える体制づくり
基本施策2	安心して暮らせる地域づくり

<計画体系図>



【基本施策1】地域で支える体制づくり

① 中核機関の整備

始良市社会福祉協議会を中核機関として位置づけ、役割の充実に努めて行きます。パンフレット等を活用した成年後見制度の周知・啓発や相談窓口の周知、福祉サービス利用支援事業等関連制度からのスムーズな移行のため、基幹相談支援センター「あいか」主催の相談支援部会・精神保健福祉部会等との連携等地域における対応力強化について推進していきます。

● 中核機関に求められる役割

- ア) 広報機能
- イ) 相談機能
- ウ) 成年後見制度利用促進機能
 - a 受任者調整(マッチング)等の支援
 - b 担い手の育成・活動の支援
(市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援)
 - c 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- エ) 後見人支援機能
(不正防止効果)

② 地域連携ネットワークの構築

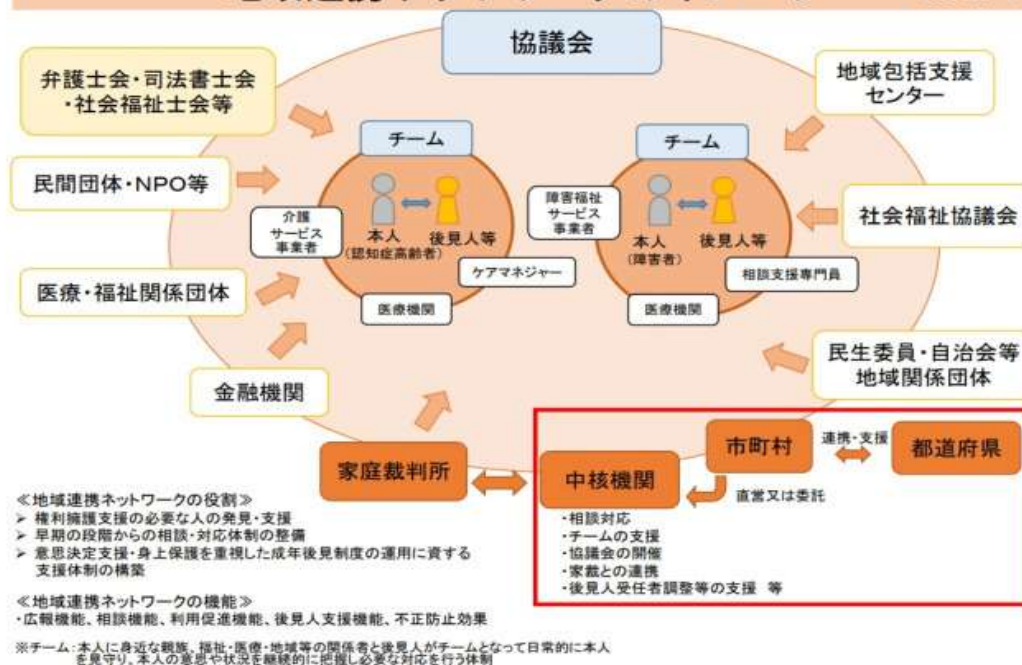
専門職(弁護士会、司法書士会及び社会福祉士会等)や関係機関と連携・協力し、支援を必要とする本人を中心とするチームを支える、権利擁護の地域連携ネットワークの構築を目指します。そのため、成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議すること等を目的として新たに成年後見制度に関する協議体の設置に関する調査・研究を進めながら、生活困窮者自立支援連絡会議や地域ケア会議等の既存の協議体の活用を含め、地域連絡ネットワークを構築して行きます。

● 地域連携ネットワークの三つの役割

- ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

地域連携ネットワークのイメージ

<別紙3>



【基本施策2】安心して暮らせる地域づくり

① 見守り体制の整備

虐待や消費者被害等の権利侵害や支援の拒否(セルフネグレクト)など、判断能力が不十分なために自ら支援を求められず、権利や生活を守ることができない人のために、地域連携ネットワークに参加する関係団体・機関等と連携・共同して、支援の必要な人の早期発見及び早期対応に努めます。

また、身近な相談窓口の周知に努め、行政窓口や市社会福祉協議会での相談受付体制を整備し、情報収集を行います。

② 成年後見制度の啓発と周知

成年後見制度は、判断能力が不十分な本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段です。そうした認識を地域連携ネットワークに参加する関係団体・機関等と共有し、利用を必要とする人や、支援を求める声を挙げる人ができない人を発見し、支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを、具体的に周知啓発していくよう努めます。

中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関と連携しながら、パンフレット作製・配布、研修等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮します。

③ 予防的活用の促進

地域での生活で何か困難な状況が予想される場合には、補助・保佐類型の利用や、将来に備えての任意後見の活用を勧める等、早期の予防的視点を持ち支援します。

また、市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業の利用には至らないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な方や身元保証人が存在しないために生活等に困難を抱えている方への支援など、成年後見制度利用促進の取組を通して明らかになった地域課題について、始良市地域福祉計画策定委員会等で検討します。

④ 成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し、利用支援を行います。

⑤ 成年後見人等担い手の確保と支援

現在、成年後見人等については、親族や、司法書士等の専門職、そして法人などがその担い手となっています。今後に向けては、担い手の確保のため福祉サービス利用支援事業専門員・利用支援員への支援の充実や市民後見人養成を検討します。また、親族後見人等の活動を支える体制の整備に努めます。地域連携ネットワークやチームでの支援により、親族等が日常的に相談等を受けられる体制を整備することで、親族等の孤立を防いだり、不正の発生を未然に防ぐ効果などもあります。

親族や地域と疎遠であったり、身寄りが無い被後見人等が死亡した場合、葬儀の手配や死後の手続きが円滑に進まないケースがあるため、市社会福祉協議会と連携し、死後事務について検討して行きます。

■ 目標とする指標 ■

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
始良市成年後見制度 利用促進協議会(回)	1	2	4	4	4
市長による 審判請求(件)	6	8	10	12	14
成年後見制度利用 支援事業(人)	2	3	5	7	9

8 計画の推進

「ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活保障)、「自己決定権の尊重」、「財産管理のみならず身上保護も重視」という国の「成年後見制度利用促進基本計画」の基本的な考え方に基づいて、計画を実行していきます。併せて、計画の実効性を高めるため、計画に基づく取組の実施状況を検証し、計画の進捗状況を把握します。こうした推進の仕組みとして、Plan(計画)・Do(実行)・Check(点検・評価)・Action(見直し)の PDCA サイクルを活用し、実行性のある取組の推進を図ります。

第5章 身寄りがいない方への支援の在り方について

1 「身寄り問題」とは

少子高齢化、核家族世帯の増加などにより、近年、「近くに頼れる親族がいない」「地域で孤立している」「緊急時の連絡先となる人がいない」など、「身寄り」がない方が増加しています。

平常時においては、身寄りがいない方の問題は顕在化しづらい傾向にありますが、身寄りがいないことによって不便が生じてしまうようなケースとして、次のような事項が挙げられます。

- ・身元保証（賃貸住宅への入居、施設入所、医療機関への入院）
- ・日常生活での身の回りのお世話に関すること（買い物や預貯金の管理など）
- ・万一の時の医療費やその他の支払いに関すること
- ・入院、手術に関する本人同意（または親族同意）
- ・亡くなった時の葬儀に関すること
- ・遺品等の引き取りに関すること

2 ガイドライン策定に至った背景

本市は、県内で唯一人口が増加している市です。人口増加の要因としては、死亡等のいわゆる「自然減」による人口減少を、市外からの転入などによる、いわゆる「社会増」が上回っていることが主なものとなっています。人口の増加に伴い、高齢者や独居の方の人口も増加しています。また、令和2年度末時点において、高齢化率は31%を超えており、本市は超高齢社会に突入している状況にあります。

そのような状況下、今後は「身寄り問題」がますます増加することが予想されます。少子高齢化が進展する中で、認知症等により判断能力が不十分な方や、単身世帯や頼れる親族がいない方が増加してきており、関連機関や関係部署との連携・調整を図りながらの対応が喫緊の課題となってきております。

そのような現状を受け、本市では、「身寄りがいない方への支援の在り方ガイドライン」を策定しました。現段階では、現行法上でのガイドラインとなっております。

今後、関連機関や関係部署等との協議を重ねながら、見直しを図っていきます。

3 地域座談会について

「身寄りがない方への支援の在り方ガイドライン」を始良市地域福祉計画に掲載するにあたり、地域の実態把握等を目的として、前述の「成年後見制度利用促進基本計画」に関する地域座談会と合わせて、「身寄りがない方への支援の在り方」についてをテーマに、グループワークを実施しました。

◎地域座談会の中で出されたご意見等

※ 出されたご意見等の一部を要約して掲載しています。

実際にあった事例	そのときの解決策・対応
・9年程前、孤独死の事例があった。	・近所の方が警察や民生委員へ連絡し、葬祭は市が執り行った。
・身寄りがない方が亡くなり、その後空地・空家の手入れがされなかった。	・地域住民で清掃・草払い等行ったケースがあった。
・ポストが溜まっていて、回覧板もとまっていたケースがあった。	・警察に通報したところ、東京に出かけていたことが分かった。家族も把握していなかった。
・毎月自治会費を払いに公民館へ来ていた独居高齢者がしばらく来なくなった。	・安否確認のため自宅訪問を行った。
・一晩中電気が点灯している家があった。	・地域包括支援センター、担当ケアマネジャーへ連絡した(後に救急搬送されたが死亡)。
・朝に届けたものが夕方も玄関に放置されていた。裏口へ回ると倒れていることが分かった。	・救急隊を呼んで対応してもらった。
・見守り対象者で、チャイムを押してから出られるまでに時間を要する独居の方がいる。	・洗濯物の確認等で安否を確認するようにしている。
・92歳、身寄りがない方で、時々電話があって訪問する間柄の人がいる。甥・姪がいるため、あまり立ち入らないようにはしている。	・終活として、公正証書を作るよう勧めた(土地の処分など)。ご自分で動かれた。

地域で対応できること

- ・日頃から独居の方への声かけ・見守り等、近所の方の協力も得ながら、地域で連携した対応をとることが必要。
- ・いきなり、家族構成や緊急連絡先等を聞くことはできないので、少しずつ信頼関係を築くよう努める。
- ・身寄りがない方がいた場合には、行政や社協と連携した支援を行う。
- ・自治会で、班別に見守りが必要な方に関する情報共有や見守り体制の確認のためのケース会議を定期的に行っている。
- ・単身世帯が4世帯につき1名のアドバイザーを自治会で配置している。

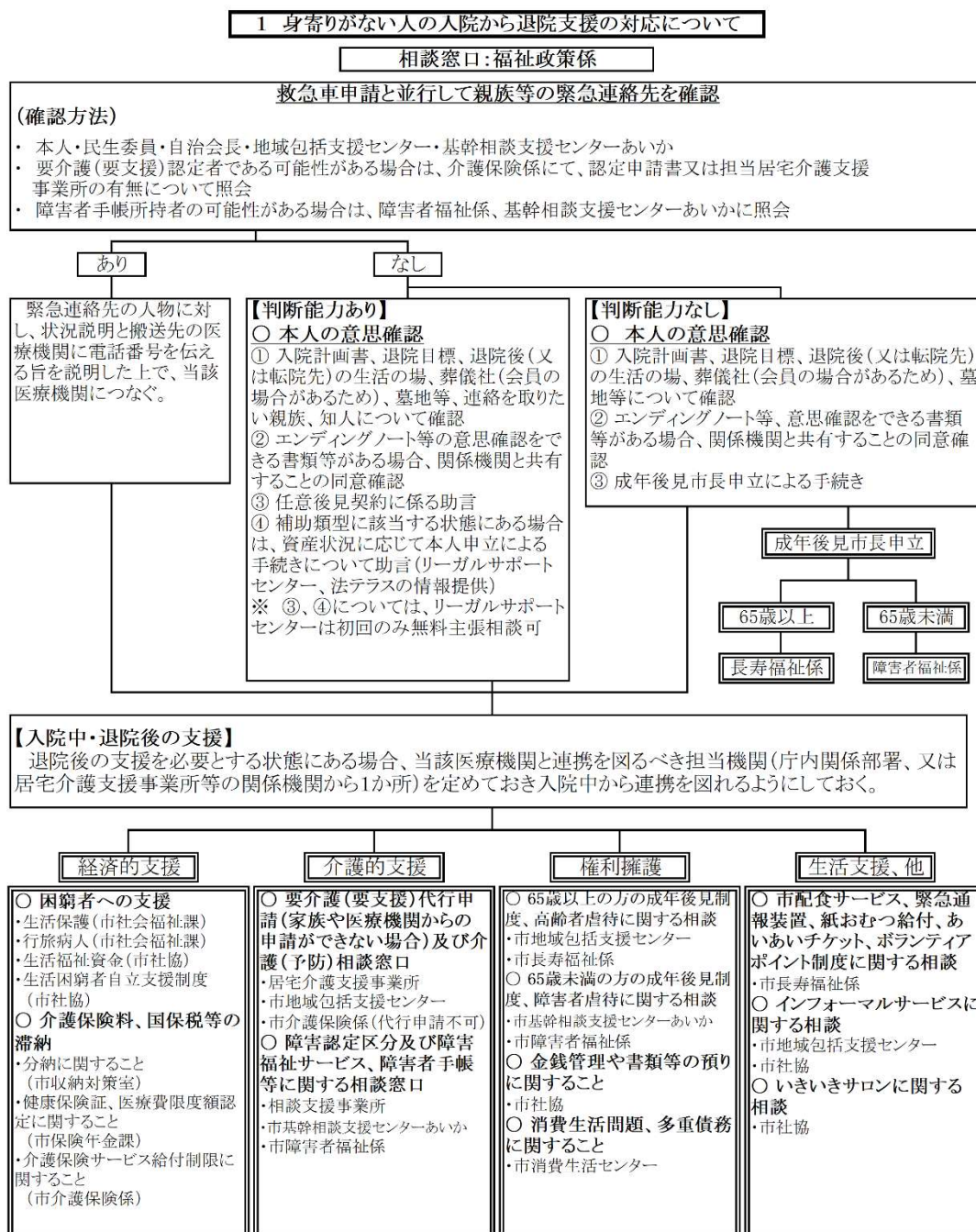
その他身寄りがない方への支援に関するご意見

- ・身寄りがない方にこそ自治会に加入し、地域との繋がりを持ってもらいたい。
- ・独居者についての情報は地域で共有すべき。
- ・身寄りがあっても縁を切っているような関係の人もある。信頼を持てる人との関係づくりが大切。
- ・個人情報保護が壁になり、地域でできることが制限されてしまう。
- ・緊急事態になって初めて、身寄りがない方だということが分かる。
- ・もしもに備えて、「任意後見制度」「エンディングノート」「死後事務委任」など、成年後見制度等とセットで取り組むことが必要。
- ・地域での見守り活動はできるが、それ以上のことは難しい現実もある。
- ・就労技能実習生の外国人が多い地域がある。あいさつをよくしてくれるが、この人たちに何かあった場合にどうしたらよいか分からない。

4 身寄りがいない方への支援の在り方ガイドライン

(1) 入院から退院に係る支援

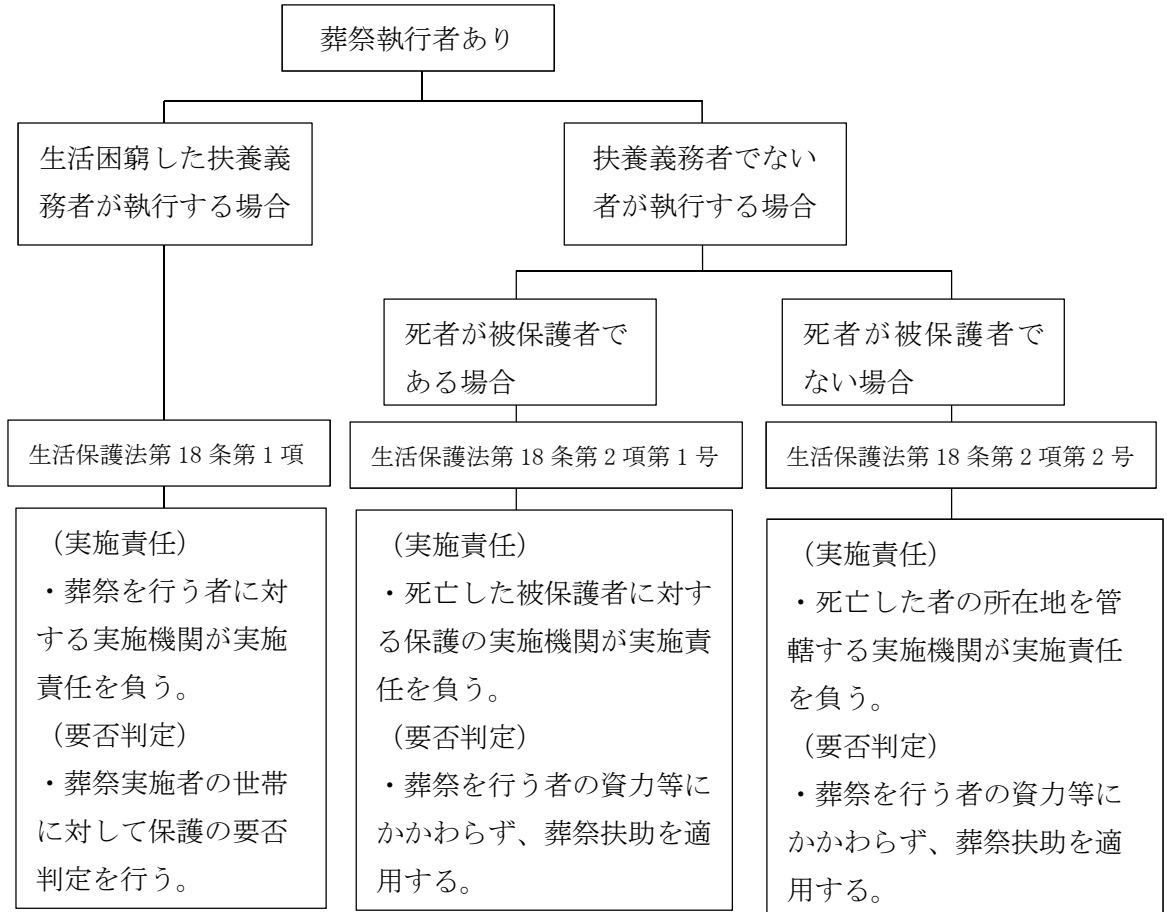
身寄りが判明していない方が入院せざるを得ない状況になったときに、始良市として、医療機関との連携が円滑にできるように次の流れを踏まえて支援をすることとする。



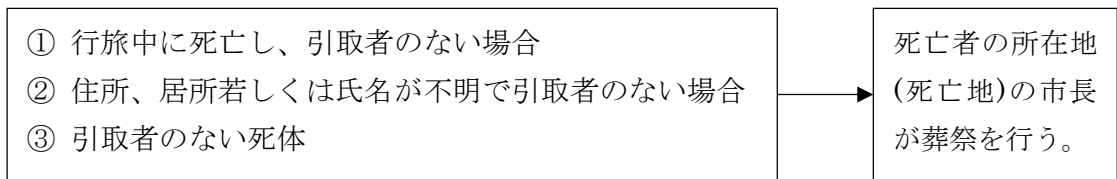
(2) 身寄りのない方(単身者)が亡くなった場合の手続き

① 関連制度(参考:生活と福祉第 455 号)

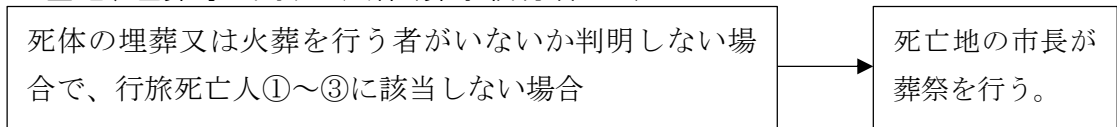
ア 生活保護法



イ 行旅病人及行旅死亡人取扱法(葬祭執行者なし)



ウ 墓地、埋葬等に関する法律(葬祭執行者なし)



(3) 身寄りのない方が亡くなった場合の相談窓口

保健福祉部 社会福祉課 福祉政策係 ☎0995-66-3203(直通)

※上記部署を第一の窓口とし、その後の対応、関係部署等については市役所内部で検討を行う。

(4) 火葬及び埋葬の取扱い

① 身元が判明している場合

生活保護受給者の場合には、生活保護法に基づく葬祭扶助等で対応することが考えられる。生活保護受給者でない場合に、火葬・埋葬を執り行う者がいない場合には、墓地、埋葬等に関する法律(以下「墓埋法」という。)第9条第1項の規定に基づき、始良市が火葬、埋葬を執り行う。ただし、身寄りがいない方が病院で亡くなった場合には、死亡届等において病院の協力を要する。

② 身元が判明しない場合

身元不明者の死亡については、「行旅死亡人」として行旅病人及行旅死亡人取扱法(以下「行旅法」という。)第7条第1項の規定に基づき、始良市が火葬、埋葬を執り行う。ただし、身元不明の方が病院で亡くなった場合には、火葬許可申請等において病院の協力を要する。

(5) 引取り手のない遺留金品の取扱い

① 遺品について

ア 生活保護受給者の場合

生活保護受給者の場合については、葬祭を行う扶養義務者がいないときや、遺留金品で葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないときに、葬祭扶助(20万円前後)を行うことができるが、この費用についても、遺留の金銭・有価証券で充当しても不足する場合には「遺留の物品」を売却して充当することとされている(生活保護法第76条)。

ただし、充当後の遺留金品(葬祭費用等に充当してもなお残った遺留金品)については、遺留金品を相続する方が明らかでないため、相続財産管理人を立てる手続きを行う必要があるが(民法第952条第1項)、これを請求する者及び相続財産管理人が選任されるまでの間の遺留金品の保管等に関する具体的な法的根拠がないため、事案ごとに個別に検討する必要がある。

イ 行旅死亡人の場合

行旅死亡人の遺品については、行旅法第12条において、保管に不相当の費用や手数を要する場合等を除いて、市が保管することとする。ただし、充当

後の遺留金品については、アの場合と同様、遺留金品の保管等に関する具体的な法的根拠がないため、事案ごとに個別に検討する必要がある。

ウ 市営住宅入居者の場合

平成 29 年 1 月 25 日「公営住宅における単身入居者死亡後の残置物への対応方針」が示されている。

エ ア～ウのいずれにも該当しない場合（身元が判明している孤独死の場合など）

相続人の存在が明らかでない場合については、家庭裁判所への利害関係者又は検察官の請求により相続財産管理人を選定することになる（民法第 952 条第 1 項）。

この場合もア、イのケースと同様に、充当後の遺留金品については、遺留金品の保管等に関する具体的な法的根拠がないため、事案ごとに個別に検討する必要がある。

② 遺留金について

ア 生活保護受給者の場合

生活保護法第 76 条に基づき、葬祭費用に充てることができる。

イ 行旅死亡人の場合

行旅法第 11 条及び墓埋法第 9 条第 2 項において、埋火葬等に要した費用に充当する。

ウ ア、イにより、それでもなお、残余が生じる場合は、生活保護上では、速やかに相続財産管理人の選任を請求し、引き渡さなければならないとされている。

生活保護法以外の場合についても、現行法上特段の規定は見当たらないため、民法の規定に基づき相続財産管理人の選任を経て、最終的に国庫に帰属することになる。（民法第 951 条から第 959 条）

資料編

1 始良市地域福祉計画策定委員会要綱

平成23年7月13日告示第146号
改正

平成27年12月28日告示第679号

平成30年8月28日告示第435号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として、始良市(以下「市」という。)における総合的な地域福祉の推進を図るための始良市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するに当たり、始良市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の調査研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画の立案に関すること。
- (3) その他地域福祉計画の策定の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・医療・保健関係者
- (3) 各種団体の代表者(前号に掲げる者を除く。)
- (4) 関係行政職員の職員
- (5) 市の職員
- (6) 市民公募による者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第2項各号に掲げる者のうち、その職により委嘱され、又は任命された委員がその職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を述べさせ、又は説明を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の所掌事項に係る成果等が取りまとめられたときは、遅滞なくこれを市長へ報告するものとする。

(提携)

第8条 市は、始良市社会福祉協議会と提携し、地域福祉計画の策定及び委員会の協議に当たり、事務を協働する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、社会福祉課に置く。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成23年7月13日から施行する。

附 則(平成27年12月28日告示第679号抄)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成30年8月28日告示第435号抄)

この告示は、平成30年9月1日から施行する。

2 始良市地域福祉計画策定委員会委員名簿

区分	所属	氏名
学識経験者	鹿児島国際大学	高橋 信行
	鹿児島県弁護士会	西 選子
	鹿児島県司法書士会	神崎 優美
	鹿児島県社会福祉士会	牧山 千鶴子
社会福祉協議会	始良市社会福祉協議会	脇田 満穂
地域団体	始良市校区コミュニティ協議会連絡会	野口 治将
	始良市民生委員児童委員協議会連合会	山口 保男
	始良市老人クラブ連合会	徳永 明美
	始良市身体障害者協議会	竹田 正利
福祉施設	社会福祉法人川野福祉会	立山 経一
	社会福祉法人太陽の風	小牧 伸一郎
	社会福祉法人ほのぼの会	羽月 幹男
	鹿児島県介護支援専門員協議会始良伊佐支部	福迫 智広
医療ソーシャルワーカー	鹿児島県医療ソーシャルワーカー協会	田口 潤一
市民代表	始良市地域福祉計画公募委員	宮部 芳照
行政職員	始良市保健福祉部	濱田 耕一
	始良市企画部	高山 八大
	始良市市民生活部	吉永 恵子
	始良市教育部	塚田 佳明
定数外 (オブザーバー)	鹿児島家庭裁判所 加治木支部	當房 健志



第2次始良市地域福祉計画中間見直し報告書

発行年月	令和4年2月
発行	鹿児島県 始良市
編集	始良市役所 保健福祉部 社会福祉課
所在地	〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町2-5番地 電話:0995-66-3111 FAX:0995-65-7112